

BTMU

中国月報

第24号 (2008年1月)



CONTENTS

■ 巻頭言

- ◆ 正念場を迎えた第二期胡錦濤政権

■ 特集

- ◆ 中国の高成長は持続するのか

■ 連載

- ◆ 「華南新拓展 ～ 華南における新しいビジネススキームを考える」
第4回：「大きな転換期を迎えた華南経済圏 ④」
～ 加工貿易を取り巻く環境変化 その2

■ 経済

- ◆ 中国の一次産品輸入の拡大は世界のインフレ要因か？

■ 産業

- ◆ ベトナムに進出する台湾 EMS

■ 人民元レポート

- ◆ 人民元資金市場 2007年の回顧と 2008年展望

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の会計・税務
- ◆ 人 事：変革期の中国における人材活用－日本人現地採用－

■ MUFG中国ネットワーク





正念場を迎えた第二期胡錦濤政権

財団法人 国際通貨研究所
理事長
行天 豊雄

昨年一月に本欄で「歴史的転換期に入った中国」という一文を記した。今読み返して見ると、殆んど手を加えることなく今年も使えそうである。と云うことは決して一年前の私の判断が全く正しかったということでもなく、また中国がこの一年間全く変化しなかったということでもない。あえて云えば、それは中国が依然として独自の発展様式を続けているということである。そして、その発展の行く手にあるものが現時点では判断できないという点では今年も去年と全く変わっていない。

経済面では高速度の自転車操業が続いている。二〇〇七年の成長率は11%を超えた。今年も二桁になることは間違いない。原動力は相変わらず輸出と投資であるが、その内容は次第に変化してきている。輸出製品は着実に高度化しており、輸入ではエネルギーや原材料の比重が高まっている。投資は、政府の強い行政指導もあり、不動産関連から社会インフラへのシフトが見られる。個人消費は漸次増加はしているものの、GDP構成比は依然40%前後である。

経済面での最大のリスクはインフレの昂進だった。生活必需品である豚肉、食用油等の食料、燃料の価格上昇で、消費者物価の上昇は年末には6.9%に達した。それ迄、中国経済が過熱と云われ、資産インフレは進行していたのに、政府が基本的には事態を楽観していたのは、消費者インフレが点火されていなかったからである。昨今の物価情勢は明らかにこの楽観を打ち壊すものだった。その結果、当局の対インフレ姿勢は一転して真剣なものになっている。金融政策や為替政策にそれが表われている。昨年、銀行の預金準備率は十回、貸出、預金金利は六回引上げられた。銀行貸出抑制の行政指導はますます強化され、外銀の業務に影響が出ている。

人民元相場については、大幅な切上げを求める米欧の圧力への抵抗には成功した。それは、漸進的切上げの速度を早めたからである。昨年末の対ドル相場は7.2元台に上昇している。本年中には更に5%以上の切上げがあるだろう。こうした一連の金融・為替政策がインフレ抑制にどれだけ効果があるかが本年の焦点だろう。



政治面では十一月の第十七回共産党大会が無事終了し、予想通り習近平と李克強という第五世代の指導者候補がスタート台に並んだ。二人共優れた資質の持主であることに間違いない。しかし、二人が異った支持基盤を持っていることも否定できない。ということは、今後五年間、胡錦濤派とそれに対抗する派との権力争いが底流として続くということである。

今年の北京オリンピック、二〇一〇年の上海万博という国家的行事は、一方においては国民の求心力を高めて内部対立を抑制するという効果を持つ反面、大きな政策変更を難しくするというマイナスを持っている。現在の指導層の最大の関心事は如何にして高速自転車操業を続けるかであり、まだ数年それが成功する可能性は高いと思われる。

鄧小平が開放改革を始めてから三十年が経とうとしている。現在の高速自転車操業から曲りなりにも軟着陸に成功すれば、中国は経済的には世界の指導国家の一員としての基盤を確立したことになるだろう。その次の三十年間に中国が何を目指すかは歴史家が語るべき領域かも知れない。ともあれ、胡錦濤政権第二期の五年間は中国にとって正念場だろう。



目 次

■ 特 集

- ◆ 中国の高成長は持続するのか
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 調査部1

■ 連 載

- ◆ 「華南新拓展 ～ 華南における新しいビジネススキームを考える」
第4回：「大きな転換期を迎えた華南経済圏 ④」
～ 加工貿易を取り巻く環境変化 その2
三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室5

■ 経 済

- ◆ 中国の一次産品輸入の拡大は世界のインフレ要因か？
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 調査部 10

■ 産 業

- ◆ ベトナムに進出する台湾 EMS
三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 17

■ 人民元レポート

- ◆ 人民元資金市場 2007年の回顧と 2008年展望 29

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の会計・税務
プライスウォーターハウスクーパース中国 34
- ◆ 人 事：変革期の中国における人材活用－日本人現地採用－
P a s o n a G r o u p 39

- M U F G 中国ネットワーク 43



エグゼクティブ・サマリー

特集「中国の高成長は持続するのか」は、世界経済をけん引する中国経済の持続可能性について検討しています。当面のリスクとしては、輸出と固定投資という二つの成長のエンジンのうち貿易摩擦の深刻化から輸出が落ち込む可能性があるとし、中長期的リスクとしては、資源確保が困難となることによる供給制限、経済の成熟化、一人っ子政策がもたらす高齢化問題を指摘した上で、中長期的に見れば成長率の鈍化は不可避であり、鈍化の前に所得格差等の問題改善が必要であると指摘しています。また、人民元相場について、GDPに占める外貨準備高の大きさを勘案すれば切り上げという手段を講じる可能性は低く、昨年同様に経済への明らかな悪影響を回避できる程度のペースを維持するのではないかと予測しています。

連載「華南新拓展～華南における新しいビジネススキームを考える」の第4回は、最近の加工貿易政策の見直しの中でも、今後の華南ビジネスに与えるインパクトが大きい昨年7月に公布された「加工貿易制限類商品目録(第44号公告)」についての解説です。44号公告はプラスチック、ゴム関連品を含む1,853品目の輸出製品を「制限類」に追加し、該当する輸出製品に使用される原材料輸入に対して保証金積立等を義務付けるもので、華南地区ではプラスチックを使用する複写機・プリンター関連の部品メーカーが集積している為、斯かる加工貿易企業への影響が懸念されますが、転廠取引と輸出加工区、保税区等の税関特別監督管理地域は適用対象外とされている為、同公告の規制回避策としてこれらの活用について検討の余地があるとしています。

経済「中国の一次産品輸入の拡大は世界のインフレ原因か?」は、中国の輸入拡大が世界の一次産品の価格を吊り上げ、China Priceを形成しているという見方についての検証です。中国の輸入数量と輸入単価の動向を見ると、一部の品目では単価が上昇しているものの、野菜や大豆など輸入増加が著しい品目については調達先を多様化することで輸入量の確保と価格の安定を図っており、今後も底堅い需要が見込まれる中国は、世界市場での価格交渉力を高め、価格設定における主導力を増すことが予想されるとしています。

産業「ベトナムに進出する台湾EMS」は、台湾EMS(自社ブランドを持たずブランドメーカーから電子機器等の生産を受託)各社の最近の動向と電子機器の部材サプライヤーに与える影響について纏めています。従来ノートPC、液晶モニタなど主要製品を中国で集中生産してきた台湾EMS企業は、昨今の労働コストの上昇、人民元高、加工貿易制度の見直し等事業環境の悪化に伴い、中国と比較して税制メリットが大きく、労働力が安価且つ安定的で、華南からの部材調達が可能であり、インフラ整備が進むベトナムに生産拠点を新設する動きが一部で見られるとし、今後も電子機器の生産拠点として中国の重要性に変わりはないものの、事業環境の改善に伴いベトナムの位置付けが高まり、更に台湾EMSの進出が部材メーカーの集積の進展を促すものと見ています。

上海支店人民元レポート「人民元資金市場2007年の回顧と2008年展望」は、昨年国内資金市場が人民元、外貨ともに資金流動性に気を取られる展開であったと回顧した上で、具体的には、人民元の規制金利、預金準備率の数回に亘る引き上げにも関わらず貸出総額が大幅に伸びたこと、相次ぐ大型IPOが銀行間資金市場に与える影響が高まったことに加え、外貨資金市場では銀行に対する短期外債規制の強化で「チャイナ・プレミアム」が発生したことを特徴として挙げ、2008年については、人民元の規制金利は米国金利との乖離を勘案すると大幅な引き上げは考え難い一方、貸出残高の「窓口指導」は続き、外貨についても引続き短期外債が規制されるものと予測し、銀行間市場への介入不要でコストを伴わない引き締め策となる「窓口指導」の動向を今後も注意深く観察する必要があるとしています。

スペシャリストの目

税務会計「中国の会計・税務」は、日系企業からの質問の多いテーマにつき、Q&A形式で解説しています。具体的には、①新企業会計基準の注意すべき変更点－棚卸資産の評価方法、財務諸表の構成要素、政府補助金の取扱い、②新企業所得税法実施条例の主要ポイント－優遇税制、特別税額調整、損金計上、配当の源泉所得税等、③内部統制の整備状況評価の具体的手続きと留意点、について採り上げています。

人事「変革期の中国における人材活用」は、若手人材を中心とした日本人現地採用の現状と留意点についてのレポートです。華南、華東地区ともに日本人採用は増加傾向にあり、華南地区では需給逼迫から日本人給与が高水準にある現状を紹介した上で、日本人現地採用はコストパフォーマンスが良い反面、定着率に課題が多い為、安定雇用の為には住居、社会保障等の雇用条件の設定や研修制度の確立による人材育成が重要と指摘しています。



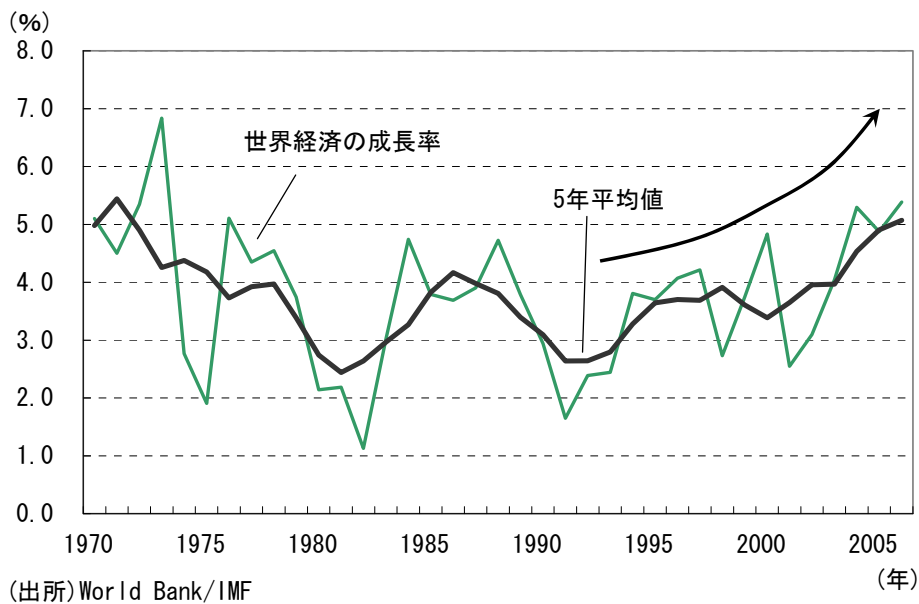
中国の高成長は持続するのか

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
調査部長 五十嵐敬喜

世界経済をけん引する中国の高成長

すでに6年に及ぼうとするわが国の景気回復・拡大の原動力は輸出である。一般に輸出を押し上げる要因は円安（価格要因）と海外需要の強さ（所得要因）の二つだと考えられるが、少なくともわが国の場合は圧倒的に所得要因が重要である。今回についても同様で、図1が示すように世界経済の成長率が加速してきたことが日本の輸出を引っ張った。06年の成長率は5%を超えており、30年来の高成長が実現していたことが分かる。昨年07年も、恐らく5%に近い高成長が達成されたと見られる。

図1 世界経済の成長率の推移



その世界経済の成長をけん引しているのは、今や寄与度から見ると新興諸国であり、中でも中国の存在感は高まるばかりだ。改革・開放政策を開始した70年代末期から四半世紀あまり、その間の中国の成長率は平均して9%台の半ばに達している。これほどの期間にわたって高成長を維持した結果、中国経済の規模は10倍に膨張し、押すに押されぬ経済大国となった。

この大国は足元でも10%を優に上回る高成長を続けている。上述のように、年々急増する日本の対中国輸出を飲み込んで日本の景気回復に大きく貢献する一方、原油をはじめとする資源への需要の高い伸びが商品市況の高騰を引き起こしてきた。たとえば、原油への世界需要は高成長を反映して毎年堅調に拡大してきているが、その前年比増加分のうち中国分の比率は最近5年間の平均で4割もある。中国の経済成長が世界に及ぼす影響は極めて大きいのである。

それだけに、中国の高成長が今後どういう展開を迎えるかについては強い関心を持たざるを得な



い。改めて考えると、短期的にも中長期的にも、成長に影響を及ぼすかもしれない要因がいくつかもある。以下、そうした要因を列挙した上で、今の高成長の持続可能性を検討してみよう。

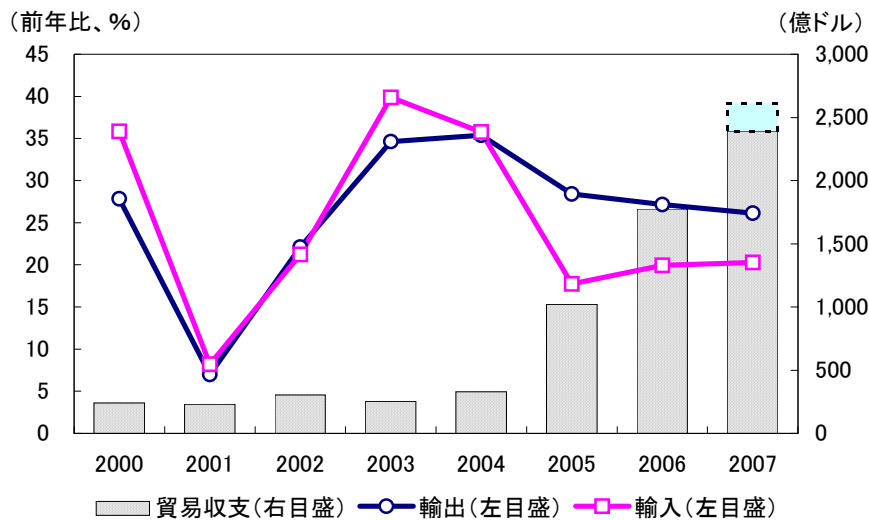
急増する貿易黒字

よく耳にするのは、08年の北京オリンピックや10年の上海万博が終われば景気も後退するのではないかという疑問だ。しかし以下の理由からその懸念はないのではないか。それは中国の高成長の主たる原動力が、決してオリンピックや万博に向けたインフラ整備等の建設需要ではないということだ。実際、中国の経済規模に占める北京市や上海市の大きさは意外に小さい（北京市のGDPは国全体の3.7%、上海市は同4.9%。いずれも06年実績）。

中国経済の高成長のエンジンは二つある。輸出と固定投資（公共投資と設備投資）だ。どちらもその大きさは足下でGDPの40%もある。とくにここ数年、急速に伸びを高めてきたのが輸出である。しかも、その6割程度が外資系企業の輸出だと言われるように、中国が外国資本の誘致を積極的に行ってきたことが経済成長に結実している。ちなみに、外資による工場建設が中国の設備投資に計上されることは言うまでもない。

そして実は、輸出の伸びが高いことが、当面の経済成長にとっては大きなリスク要因であると言える。つまり激化する貿易摩擦の問題だ。もともと中国の貿易黒字は年率200億～300億ドル程度で安定していた。ところが05年に突然1000億ドルを超え、06年は1800億ドル、そして07年は2500億ドルを超えた可能性が高い（図2）。

図2 中国の輸出入と貿易収支



(出所)CEIC (注)2007年の輸出入伸び率並びに貿易収支は1-11月実績ベース。

実は、その原因は輸入にある。04年までは輸出とほぼ同じだった輸入の増加率が、05年以降、輸出の伸びを10ポイント近く下回っているのだ。その背景にあるのは、おそらく輸出品を生産するための部品や材料の供給を、かなり中国国内で賄えるようになったことである。したがって、この輸入の鈍化は一時的だというよりむしろ、より長期的・構造的である可能性が高い。これは貿易黒字の拡大が今後も止まらないことを意味するため、すでに強まっている貿易摩擦がさらに深刻化していく可能性を示唆しているわけだ。後述するように、中国が人民元の大幅な切り上げを実施する可能性はほとんどないが、とはいえ例えばアメリカも黙ってはいまい。いったいこの



問題はどうか決着するのか。何らかの要因で中国の輸出が大きく落ち込むようなことがあれば、成長率が急低下することになる。落ち着きどころが見えないだけに、小さからぬリスク要因であると言える。

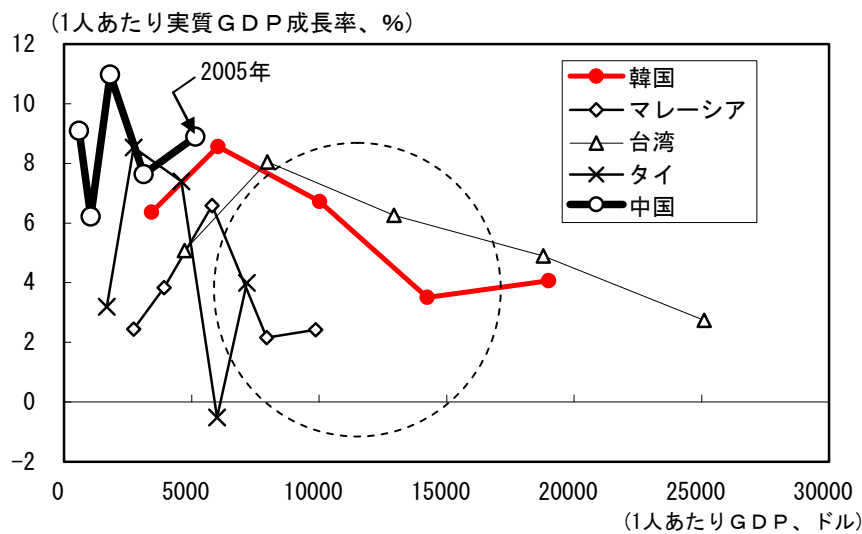
中長期的には成長率の鈍化は不可避

しかし中国の成長率は突然ドスンと落ちたりするのではなく、徐々に鈍化する可能性が高いと考えられる。実際、中長期的にみると、そんなふうな成長の頭を抑えそうな要因がいくつか存在する。

第一に、供給制約による成長鈍化の可能性だ。つまり作れば売れる（需要は強い）のに、作れなくなるケースだ。その兆しはすでに出ていて、水や電気が足りないという話はよく聞く。また環境汚染がひどくなって、生産水準が維持できなくなる可能性もあるだろう。さらに、中国は10年も前から原油の純輸入国に転じている。世界需要の限界増加部分の4割も消費していることは上述したとおりだ。逆に言えば、それだけの原油が確保できなければ高成長が維持できなくなる可能性がある。資源の安定確保は中国にとっては極めて大きな課題だ。

第二に、やや長めの視野で見ると成熟化という問題も生じる。アジア諸国を例にとって、一人当たりGDPと経済成長率との関係をグラフにしてみると（図3）、個人の豊かさが増すにつれて経済成長率が鈍化するという関係が見られる。中国のような巨大な経済にもそうした関係が当てはまるのかどうかは定かではないが、一般論としてはそれなりに納得できる現象だと言える。

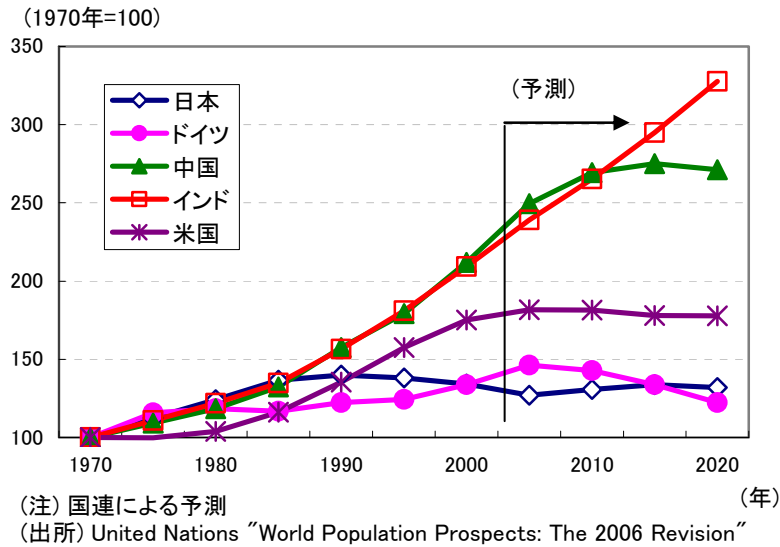
図3 一人当たりGDPと成長率との関係



(注) プロットは、5年刻みで1985～2005年と2006年のデータ。
(出所) IMF/World Bank

第三に、一人っ子政策のツケが回ってくる事が挙げられる。30年以上にわたってこの政策がとられてきた結果、働き盛り、消費盛りの年代の人口が頭打ちから減少に向かう時期が近づいている。例えば35～54歳という年齢層は、働き盛りであるとともに、住宅の購入や子供の教育といった形での支出も多いと考えられる。しかし中国におけるこの層の人口は10年以内にピークを打ち、減少し始める見込みだ（図4）。その結果、当然のことであるが、中国でも高齢化の問題が深刻化する。社会保障制度がまだまだ未整備であるだけに、それを構築するコストもまた現役世代の大きな重石になるだろう。

図4 国別に見た35～54歳人口の推移



結局、以上の要因は、中国の経済成長率を一気に引き下げたものではないだろう。しかし他方で、こうした要因によって一旦成長率が低下すれば、再び高成長に戻ることは困難だとも言える。そうなる前に今の極端な所得格差といった問題を改善しておかないと、中国は社会の安定という点で大きな不安を抱えることになると考えられる。

人民元の切り上げはない

最後に、当面の人民元切り上げの可能性を検討しておこう。上述したように、貿易黒字が急速に拡大し、貿易摩擦が深刻化している下では、人民元の大幅切り上げへの圧力は強まる一方だと言えよう。しかし中国がその圧力に屈して切り上げに踏み切るかといえ、その可能性は極めて小さいと思われる。

冷静に考えれば、人民元の切り上げによって中国の貿易黒字を目立って減少させるには、その切り上げ幅は相当大きなものになる必要がある。しかもここ2年余り行ってきた対ドルでの緩やかな人民元高誘導と違って、切り上げとは、ある日突然全ての通貨に対して人民元を上昇させることを意味する。

これは、中国の外貨準備高が今やGDPの半分以上もあることを考えれば、とうてい受け入れられることではあるまい。何しろ、例えば10%の切り上げは、外貨準備がGDPの5%相当分を超えて目減りすることを意味するからだ。そうなれば、これまで続けてきた外貨準備の構成比の修正（ドルの比率低下）努力も一気に吹き飛んでしまうわけだ。

恐らく、07年に一年を通じて7%弱の人民元高誘導を行ったように、今年も経済への明らかな悪影響を回避できる程度のペース維持を最優先するのではないか。中国経済の成長に大きな調整を強いるような事態は、アメリカをはじめとする海外諸国も決して望んでいないはずである。

(執筆者のご連絡先) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング
E-mail: t.igarashi@murc.jp



「華南新拓展 ～ 華南における新しいビジネススキームを考える」

第4回：「大きな転換期を迎えた華南経済圏 ④」

～ 加工貿易を取り巻く環境変化 その2

三菱東京 UFJ 銀行
香港支店 業務開発室
支店長代理 江上 昌宏

本連載では「華南新拓展」と題して、広東省を中心とした“華南における新しいビジネススキーム”を考えています。華南経済圏の構造変化の“第2の波”が押し寄せるなかで、同経済圏の産業高度化が進むもうひとつの要因として、中国当局の保税委託加工貿易（以下、加工貿易）政策の見直しが挙げられます。そこで、今回から次号にかけて、加工貿易政策見直しのなかでも、今後の華南ビジネスに大きなインパクトを与える2007年7月23日に発布された「加工貿易制限類商品目録」とその関連規定について考えます。2007年中は「加工貿易制限類商品目録」をめぐる当局の見解は大きく揺れ動きましたが、漸くその実務面への影響も固まりつつありますので、その影響と現時点で考え得る対応スキームについて考えていきたいと思えます。

1. 「加工貿易制限類商品目録（第44号公告）」による「制限類」の適用対象

(1) 「制限類」対象品目の概要

まず、商務部と税関総署から公布された「加工貿易制限類商品目録」（第44号公告、以下、同公告）による「制限類」の対象品目を見てみます。加工貿易については、商品毎に「禁止類（注1）」「制限類」「許可類」の3つのカテゴリにより分類管理が行われていますが、同公告では、「制限類」の規制対象となる品目をHSコードで指定しています。同公告では、既存の「制限類」対象とされてきた394品目の輸入製品に加え、1,853品目の輸出製品が追加されました。中国の加工貿易企業（法人及び加工廠）が、これらの品目リストの製品をそれぞれ輸出入している場合、同公告の適用対象となります。たとえば、HSコードの頭4桁が7504～7506のニッケル材やその製品は、今回追加された輸出の「制限類」品目として指定されています。この場合、同HSコードのニッケル材やその製品を輸入して電子部品等に加工のうえ輸出する際に、加工によりHSコードが変化していれば、同公告の適用対象にならないことは言うまでもありません。

（注1）「禁止類」目録に含まれる品目の場合、加工貿易（すなわち保税取引）を行うことができず、原材料輸入時に増値税・関税が課税されることとなります。前回述べました通り、「禁止類」は、2006年以降、対象品目が大幅に増加、2007年第17号公告で商品目録が一本化され、輸出入合わせて1,140品目が対象となりました。これに加え、2007年末に発表された「2007年第2回加工貿易禁止類商品目録（輸出禁止）」（商務部、税関総署【2007】第110号公告）が2008年1月21日から施行されることになり、新たに589品目が追加されています。この中には、動植物、絶滅の危機に瀕している動植物を使った皮革製品、靴、時計、眼鏡などの製品に加え、化学品、鉄鋼及びその製品（その多くは転廠による加工貿易は可）が含まれていますが、一部の品目を除けば、日系企業の皆様への影響はさほど大きくないものと思われます。ちなみに、「許可類」とは、「禁止類」「制限類」以外の品目のことを指しています。



こうしたなか、今回新たに追加された輸出製品には、プラスチック・ゴムとその製品、紡織原料とその製品、銅、ニッケル、アルミニウム、鉛、亜鉛、すずといった卑金属の一次加工製品、木材・家具製品などが含まれています。なかでも、華南地区では、プラスチックとその製品を生産・輸出している加工貿易企業への影響が懸念されます。これは、華南地区には、複写機・プリンター関連部品を中心に合成樹脂成形加工メーカーなどが集積しているためです。さらに、同公告では、プラスチックのなかでも耐熱性などの面で機能性の備わった素材の多いエンジニアリングプラスチック及びその製品も例外なく、輸出製品が「制限類」に指定されているので、モジュール化などの対策によりHSコードが変わらない限り、高機能材であっても「制限類」の対象となってしまうこととなります。

(2)「制限類」対象品目の適用対象外のケース

しかしながら、「制限類」対象品目となった場合にも、以下の2つのケースでは、同公告の適用対象外となっています。すなわち、後述する加工貿易銀行保証金台帳制度に基づく、税関への保証金積立や保証差し入れの必要もないこととなります。また、次号で述べる新設する加工貿易企業に対する制限類品目の「加工貿易禁止措置」の適用もありませんので、同公告の適用を回避するための方策としても検討できるでしょう。

①転廠取引は同公告の適用対象外に

まず、「制限類」対象品目の転廠取引を行う場合には、同公告の適用対象外となります。これは、同公告の第8条で、「深加工結転」(転廠)方式による国内一般地域での輸入「制限類」対象品目の転入、輸出「制限類」対象品目の転出を行う加工貿易業務には適用しないとされているためです。たとえば、輸出の「制限類」対象品目を中国で生産する場合には、香港等の海外に輸出することなく、中国内のユーザーに転廠を行うことで同公告の適用から外れることとなります。

もっとも、「制限類」対象品目のうち転廠取引分が適用除外とされても、当初は、加工貿易に関連する商務部と税関での手続きが決まっておらず、実務上のオペレーションができるか否かに懸念がありました。ただし、その後、関連通達が発表され、実務上の手続きも確定してきています。具体的には、まずは、商務部主管部門に加工貿易業務の申請の際に提出する商品リスト(備案清單)上に“深”(深加工結転の頭文字)と印をつけ、「加工貿易業務批准証」を取得します。そして、2007年8月23日に発布された税関総署公告【2007】第46号に基づき、税関への備案登記の際に商品名称の頭に“深”と記入します。これにより、「制限類」対象品目が転廠されるか否か当局も把握できるので、「制限類」対象品目への対応が転廠と輸出とに分かれる場合には手冊の分別管理等が必要とされますが、特段の懸念材料はなくなったものと考えられます。

このように転廠取引は、同公告の適用を回避していくことができそうですが、前号でも触れました通り、転廠取引による増値税不還付部分などの問題もありますので、事業全体で最適なスキームを検討していく必要があると思います。保税スキームの全体最適化については、加工貿易のまとめとして次号以降で採り上げていきたいと思っています。

②税関特別監督管理地域の企業は同公告の適用対象外

次に、「制限類」対象品目を税関特別監督管理地域にある企業が扱う場合にも、同公告の適用対



象外となります。これは、同公告の第8条にて、本公告は輸出加工区、保税区等の税関特別監督管理地域で適用しないとされているためです。このため、たとえば、輸出の「制限類」対象品目を手掛けるケースで、ユーザー等の要請により輸出取引の継続が必須な企業の場合、輸出加工区等への進出も選択肢のひとつとして考えられそうです。ただし、周知の通り、広東省の場合には、輸出加工区は、深圳輸出加工区、広州輸出加工区、南沙輸出加工区に限られていますので、キャパシティが限られている点をご承知の通りです。

2. 同公告による影響 ～ 税関への「保証金積立」又は「保証状差し入れ」の義務化

ここからは、同公告発布による影響を考えます。今回は、同公告による「制限類」品目に対する保証金積立等の義務化の影響に絞って考えます。先述した「制限類」に含まれた品目は、加工貿易を行うことはできますが、加工貿易銀行保証金台帳制度（以下、保証金台帳制度）に基づき、保税輸入材料金額に対する関税・増値税分を保証金として積み立てる、またはそれに相当する税金支払保証を中国銀行から差し入れてもらう必要があります。同公告によれば、「制限類」品目の加工貿易を行う場合には、進料加工・来料加工といった加工貿易形態や税関の信用分類（加工貿易を手掛ける企業をA～D類のランク別に分類管理）に関わらず、上記の負担が発生します。たとえば、輸出制限類品目の場合、合同による保税手冊をベースとした保税輸入材料備案金額のうち制限類輸出品目の備案金額比率に当たる関税・増値税分を保証金として差し入れることが求められます（注2、3）。なお、保証金積立要否と保証金額に対する要積立金額の割合は、図表1の通りですが、東部地区（広東省、福建省、遼寧省、北京市、天津市、山東省、河北省、上海市、江蘇省、浙江省）のA類、B類企業の場合、関税・増値税分の50%に軽減されることになっています。一方、東部地区以外の中西部地区で制限類の加工貿易を手掛けるA類、B類企業の場合、保証金台帳“空転”管理が行われるため、保証金積立義務はないこととなります。

（注2）計算式は以下の通りです。

$$\begin{aligned} \text{輸出制限類品目のケース：保証金額} &= \text{保税輸入材料備案金額} \times \text{為替レート} \times \\ & (\text{制限類輸出品目備案金額} / \text{加工貿易輸出品目備案金額}) \times \text{総合税率} \times (100\% \text{ or } 50\%) \\ \text{※総合税率} &= \{ \text{関税率} + (1 + \text{関税率}) \times \text{増値税率} 17\% \} \rightarrow \text{現況は} 22\% \text{ 適用。} \\ \text{輸入制限類品目のケース：保証金額} &= \text{制限類輸入品目備案金額} \times \text{為替レート} \times \\ & \{ \text{関税率} + (1 + \text{関税率}) \times \text{増値税率} 17\% \} \times (100\% \text{ or } 50\%) \end{aligned}$$

（注3）適用時期については、同公告の第4条で言及されています。これによれば、合同手冊による契約ベースで管理されている場合は合同期限まで、税関ネットワーク管理企業として企業ベースで管理される場合は最大で2008年8月23日まで同公告の適用が猶予されることになっています。たとえば、契約ベースの場合には、半年～1年の合同期限が終了した手冊の切り替えや合同内容変更のタイミングで保証金積立等が必要になります。

図表1：保証金積立要否と保証金額に対する要積立金額の割合

	A類企業	B類企業	C類企業	D類企業
許可類	不要	不要	100%	加工貿易不可
制限類	50%	50%	100%	加工貿易不可
禁止類	加工貿易不可	加工貿易不可	加工貿易不可	加工貿易不可

（資料）同公告をもとに三菱東京UFJ銀行香港支店業務開発室作成



当初、同公告で言及された保証金台帳制度では、図表1の通り、保証金積立を原則として、当局からは保証状差し入れを不可とする見方が示されていました。このため、保証金積立原資を銀行借入れした場合の金利支払負担やキャッシュフローの逼迫など資金面での影響が懸念されました。

ただし、2007年9月5日には、商務部・税関総署等が発表した「2007年第71号公告」で中国銀行の指定する銀行の Stand By L/C による信用補完に基づく中国銀行の保証差し入れ等による代替が認められることになりました(注4)。このため、企業は、税関への税金支払保証のための中国銀行への手数料支払負担、中国銀行向け信用補完のための香港や中国の取引銀行への Stand By L/C 発行手数料負担などが発生するものの、保証金積立の場合と比べ、影響は軽微に留まることになったと考えられるでしょう(注5)。

なお、広東省での Stand By L/C による信用補完に基づく中国銀行の保証差し入れの主な手続きの流れを整理すると、図表2の通りです。まず、税関で合同備案手続き終了後、保証金台帳を開設、「銀行保証金台帳開設联系单」を受領します。次に、中国銀行の指定銀行である弊行などで Stand By L/C の開設申請・発行の後、必要書類を揃えて中国銀行宛てに税関への保証発行依頼を行う流れとなります(注6)。

(注4) 信用補完スキームには、Stand By L/Cのほか、保証金額に相当する不動産等の担保差し入れもあります。

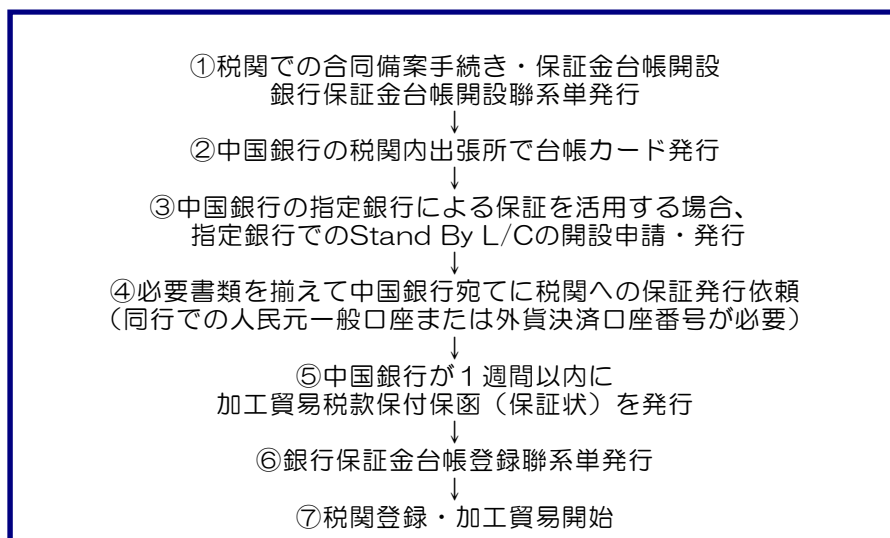
また、中国銀行との取引があれば、直接、無担保ベースでの同行による保証差し入れも可能です。

(注5) 特に、キャッシュフローがタイトな企業にとって同スキームの活用によるメリットが享受できそうです。

保証金積立の原資を借入れで賄うと、保証金額×借入金利となるため、金利負担が嵩むのに対し、Stand By L/C による信用補完スキームを活用すれば、発行手数料(保証料)と、中国銀行に対する保証金額×0.2~0.3%程度の事務取扱手数料の支払いで済むことになり、資金コストの面でもメリットが出てくることとなります。

(注6) Stand By L/C の有効期限は「銀行保証金台帳開設联系单」上の台帳核銷期限後110日以上とする必要があります。Stand By L/C 発行額は、中国銀行の各支店によってやや違いがありますが、広東省では、通常、中国銀行保証金額の1.2~1.3倍が必要とされています。その発行金額を外貨ベースとする場合は、「銀行保証金台帳開設联系单」上の台帳保証金額(人民幣ベース)×120~130%÷当日の当該通貨の中国銀行直買為替レートという計算式にて算出します。

図表2：加工貿易銀行保証金台帳制度における Stand By L/C による信用補完スキームの華南地区での主な手続きの流れ



(資料)ヒアリングをもとに三菱東京UFJ銀行香港支店業務開発室作成



今回は、華南地区での今後の事業展開に大きな影響を及ぼす同公告の重要なポイントである加工貿易企業に対する制限類品目の「加工貿易禁止措置」の内容を整理するとともに、日系企業の皆様の今後の対応策について考えていきたいと思えます。

以 上

文章中の記載事項は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう宜しくお願い申し上げます。その他専門的知識に係る部分については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。

(本稿は香港の週刊紙香港ポスト 2007年8月24日号、11月16日号掲載内容を改訂したレポートです)

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所：8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email：Masahiro_Egami@hk.mufg.jp

TEL：852-2823-6991 FAX：852-2823-6744



中国の一次産品輸入の拡大は世界のインフレ要因か？

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
調査部 研究員 野田麻里子

1. China Price ～ 中国は世界のデフレ要因であり、かつインフレ要因？

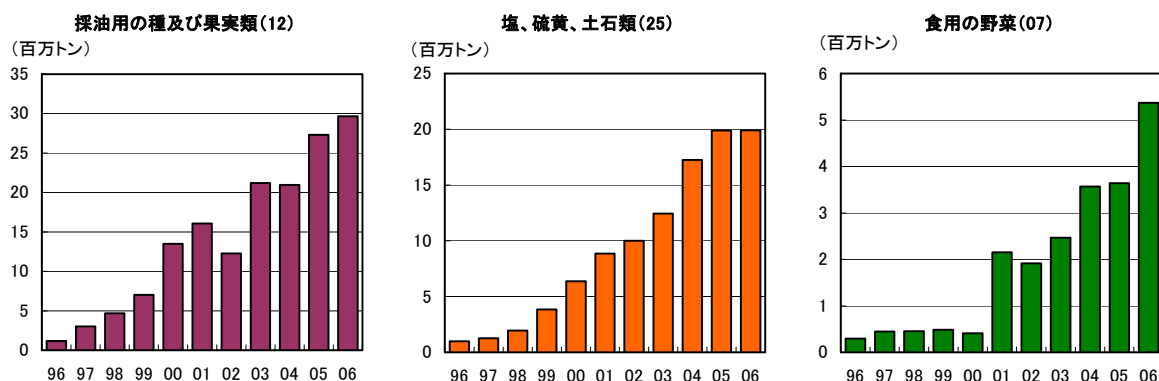
「中国問題の一つは、規模が非常に大きいため中国が輸入するものは何でも値上がりする一方、中国が輸出するものは何でも値下がりしてしまうことだ」¹との指摘がある。また、「中国の買いで価格上昇」あるいは「中国の買い控えで市況軟化」といった記事は新聞の商品市況欄の定番になったかのような印象さえある。

China Price といえば一般に低コストを武器に安値攻勢で世界中の市場を席捲する中国の工業製品価格のことを指すが、昨今、世界が注目する China Price といえば中国の輸入拡大によって上昇していると言われる一次産品価格の動向にあるようだ。果たして中国は高成長を背景に闇雲に世界中で商品を買漁って価格を吊り上げ、結果的には高値で買うような「自らの成功の犠牲者」²となっているのだろうか。中国の一次産品輸入の動向についての分析をもとに検討してみた。

2. 中国の一次産品輸入の動向

まず輸入数量統計³をもとに中国の一次産品の輸入動向について見てみた。HSコード2桁分類ベースで2006年の輸入数量が百万トンを上回る17品目⁴について、1996年から2006年までの輸入数量の推移を見ると(図表1)、大豆を中心とする採油用の種及び果実類(HS12)の輸入数量がこの間に26倍、硫酸の原料となる硫黄を含む塩、硫黄、土石類(HS25)が20倍、食用の野菜類(HS07)が18倍、木材パルプ類(HS47)が10倍、鉱石類(HS26)が7倍、銅及び銅製品(HS74)が5倍となっている。同じ期間の中国の実質GDP成長率が年平均9.2%で実質GDP規模が2.4倍になっているに過ぎないことを考えると中国の一次産品輸入の急拡大ぶりがうかがえる。

図表1. 大幅に拡大する中国の一次産品輸入



(出所)World Trade Atlas

(注)品目名横の()内の数字はHSコード番号。

¹ Financial Times, August 15, 2007.

² Financial Times, May 22, 2007.

³ 米国 GTI 社作成のデータベース World Trade Atlas のデータによる。

⁴ 実際には19品目あるが本稿では96年以降、連続してデータが取れない有機化学品、穀物を除く17品目について検討した。



さらに具体的な品目（HSコード4桁分類）で見ても、アルミニウム鉱（HS2606）の輸入数量が同じ期間43倍、大豆（HS1201）が26倍、石炭・練炭・豆炭類（HS2701）が12倍、鉄鉱（HS2601）が7倍、原油（HS2709）が6倍、クロム鉱（HS2610）が6倍と急拡大しており、中国の輸入拡大がこれらの商品の価格押し上げ要因となっている可能性を示唆している。

3. 輸入数量と輸入単価の動向

一次産品の性格から考えて中国の需要拡大に合わせて年率2割から3割で供給を拡大し続けることは難しいと考えられる。そこで次に急テンポでの輸入の拡大が輸入単価の上昇となって中国自身にはね返ってきてないかどうかを確認してみた（分析の対象は上記2桁分類17品目と中国統計年鑑に主要輸入品目として取り上げられている4桁分類11品目の合計28品目）。

1996年の水準を1として品目ごとに輸入数量並びに単価の変化をプロットしてみると、以下の3つのケースに分類できる（12～14頁、図表2～4）。

	数量	単価		
ケース1			輸入数量の拡大と同時に輸入単価も上昇	10品目(図表2)
ケース2			輸入単価の上昇を受け数量減少ないし拡大頭打ち	8品目(図表3)
ケース3			輸入数量の拡大にもかかわらず単価横ばい	10品目(図表4)

鉄鉱、原油をはじめとする<ケース1>が冒頭の「中国が輸入すると値が上がる」ケースと言えよう。<ケース2>は<ケース1>とは違い、実は中国が「堅実な購買者」であることを示しているケースである。特に特徴的なのが飼料用調製品（HS2309）の輸入動向で輸入単価が低い年には輸入数量が拡大し、逆に単価が上昇すると数量が減少している（図表3）。

注目されるのが<ケース3>である。野菜や大豆など中国の輸入数量がこの10年間に20倍以上に拡大しているにもかかわらず、輸入単価はほとんど上昇していない。この背景として中国が安く調達できる国に供給先をシフトしていることが考えられる。「堅実な購買者」であるという意味では<ケース2>と同様であるが、<ケース2>では中国は「価格受容者（price taker）」にとどまっていると見られるのに対して、<ケース3>では中国が大口需要者という立場をもとに価格設定に影響力を持つという意味で「価格設定者（price setter）」に転じていると考えられる。

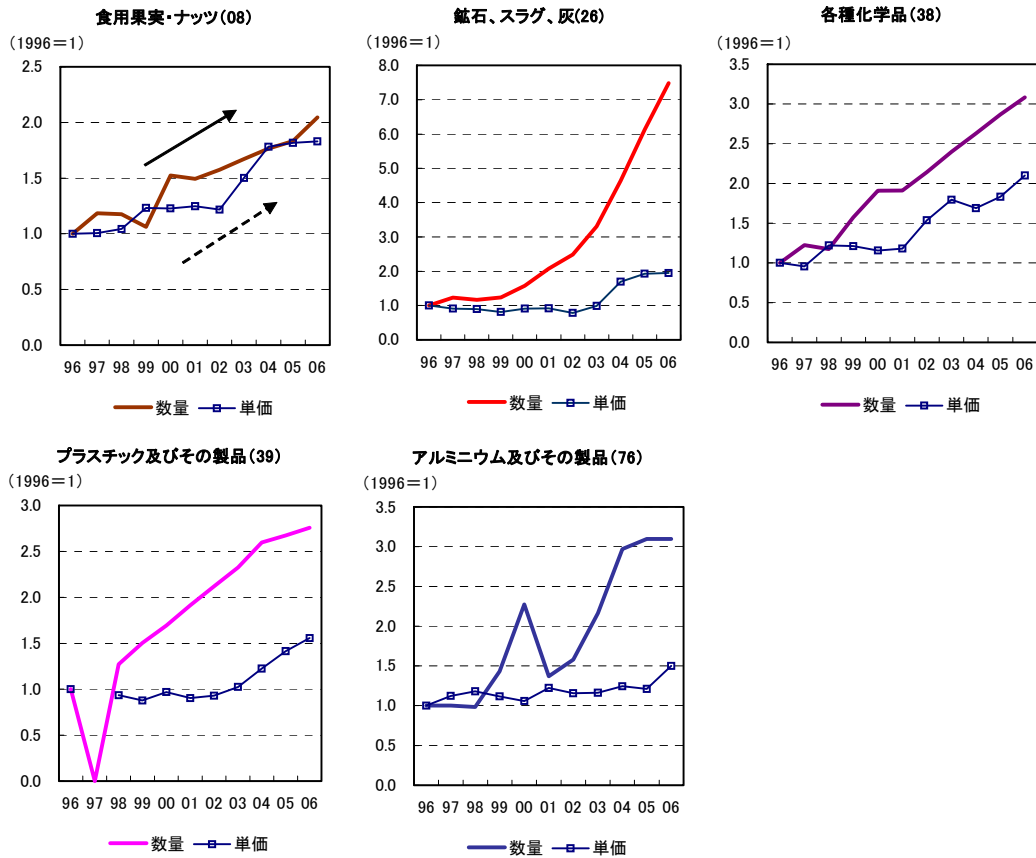
例えば、中国の野菜輸入の主要相手国別シェアの推移を見てみると（15頁図表5）、2001年にタイのシェアが一気に拡大したことがわかる。これは2001年のWTO加盟を前に中国が2000年3月にタイと相互協定に調印し、タイからの輸入品の一部について関税の引き下げ、並びに農産品の輸入枠拡大を承認したことが直接の要因となっている⁵。実際、関税引き下げもあり2001年以降、タイから輸入される野菜の単価は競合するベトナムやインドネシアを下回っており、中国は二国間相互協定を通じ安定した価格での野菜輸入確保に成功していると言えよう（15頁図表6）。なお、こうした中でタイの野菜輸出における対中依存度は近年、大きく高まっており、2006年には輸出野菜の約9割が中国向けとなっている（15頁図表7）。

また大豆については中国が価格動向を見て米国とブラジルという二大大豆輸出国からの輸入量を適宜調整している様子がうかがわれる（16頁図表8）。なお、2006年にはブラジルの大豆輸出における対中依存度が4割強にまで高まっており、今後、中国が大口需要者として価格交渉力を高める可能性が考えられる状況にある（16頁図表9）。

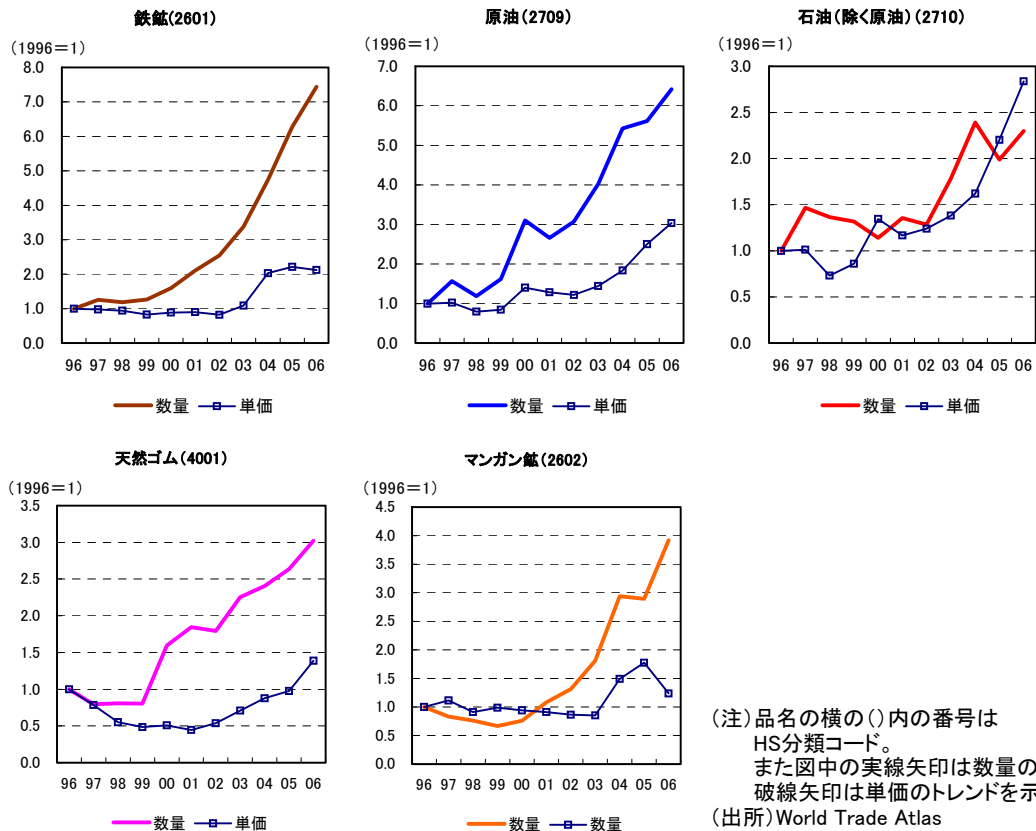
⁵ 時事 web ニュース 2000年7月3日。



図表2. 品目別輸入数量と輸入単価の推移<ケース1>
◆HS二桁分類



◇HS四桁分類

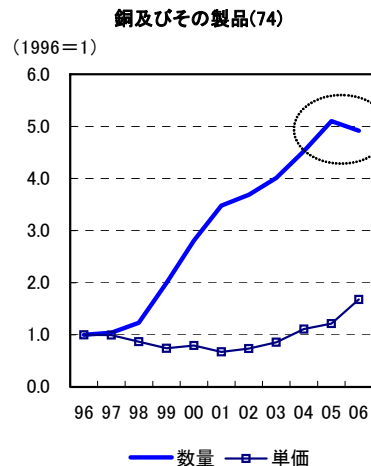
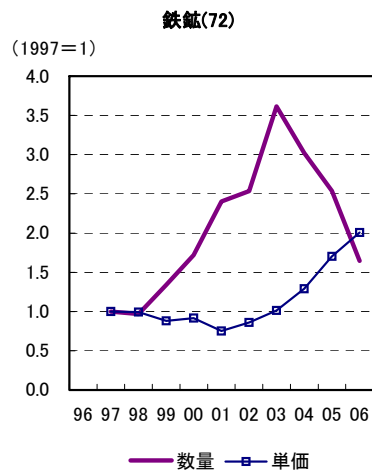
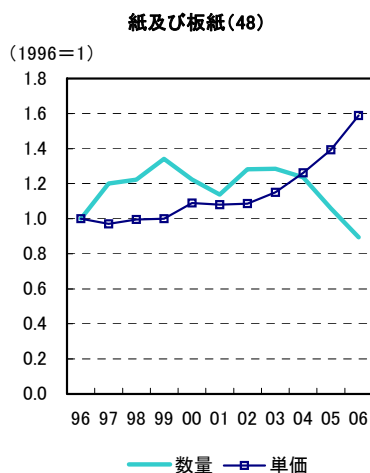
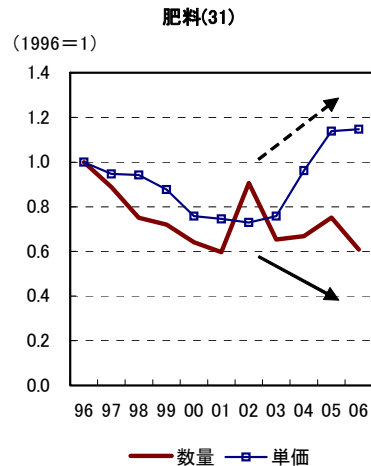
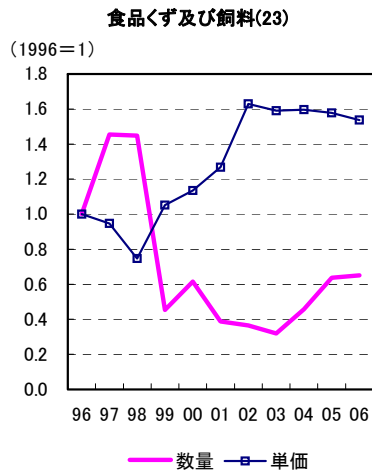
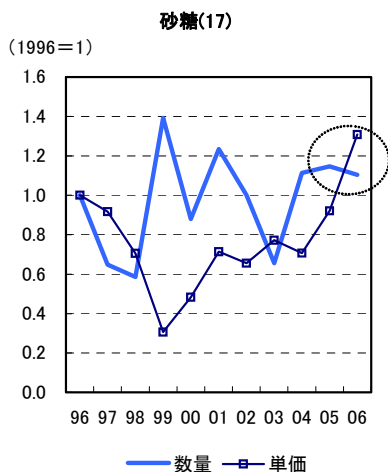


(注)品名の横の()内の番号はHS分類コード。
また図中の実線矢印は数量の
破線矢印は単価のトレンドを示す
(出所)World Trade Atlas

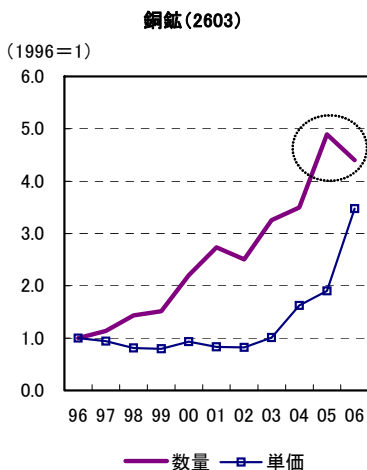
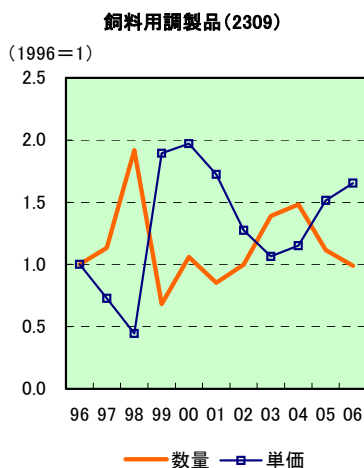


図表3. 品目別輸入数量と輸入単価の推移<ケース2>

◆HS二桁分類



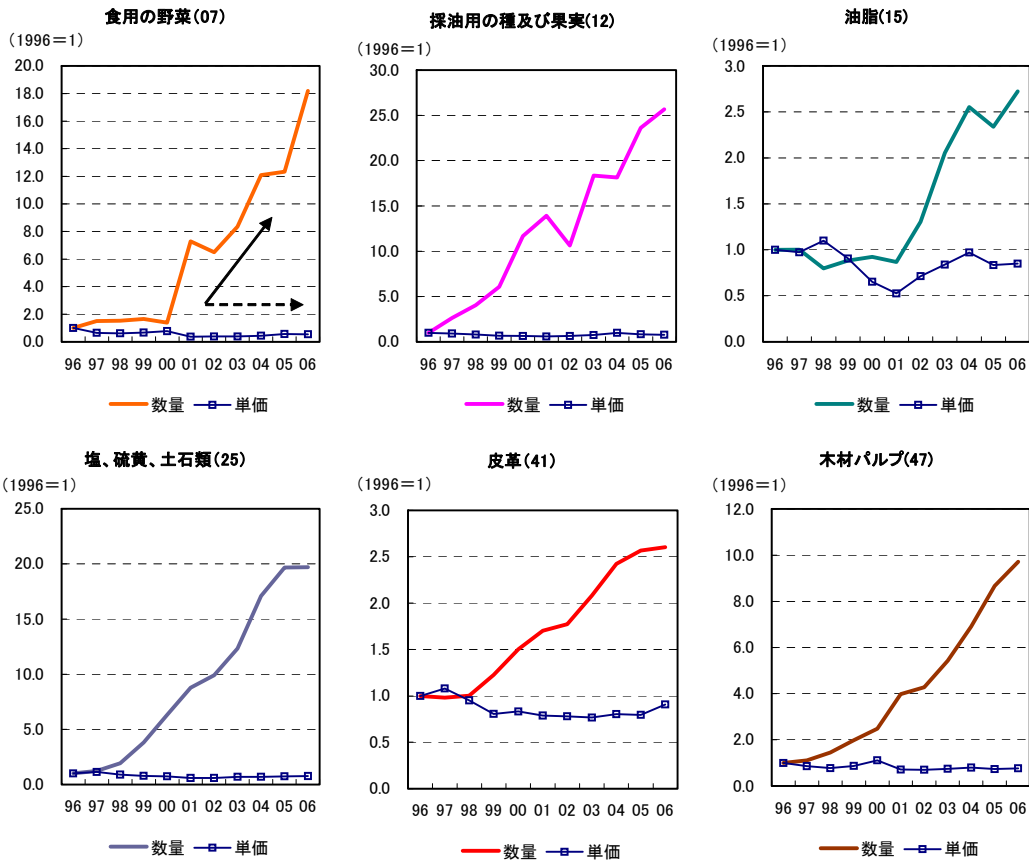
◇HS四桁分類



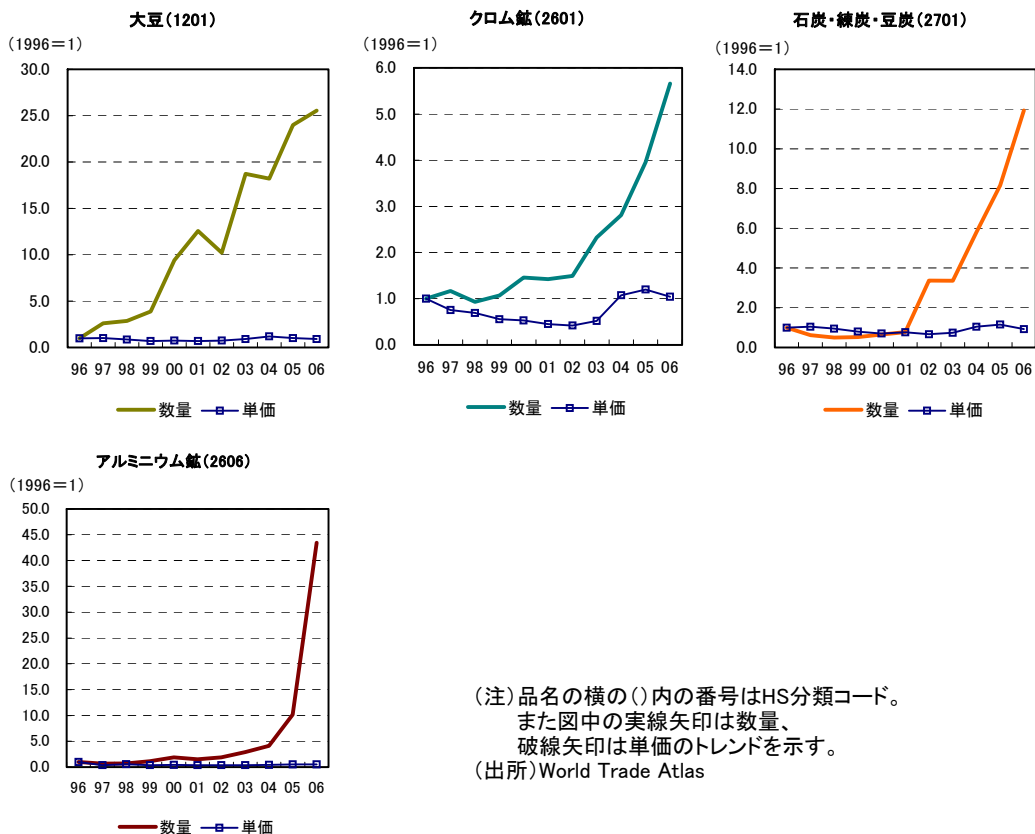
(注) 品名の横の()内の番号は
HS分類コード。
また図中の実線矢印は数量の
破線矢印は単価のトレンドを示す
(出所) World Trade Atlas



図表4. 品目別輸入数量と輸入単価の推移<ケース3>
◆HS二桁分類



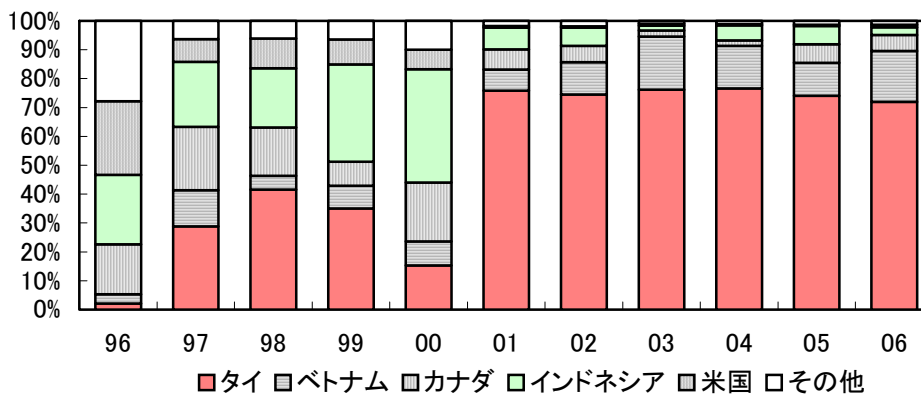
◇HS四桁分類



(注) 品名の横の()内の番号はHS分類コード。
また図中の実線矢印は数量、
破線矢印は単価のトレンドを示す。
(出所) World Trade Atlas



図表5. 中国の野菜輸入～主要相手国別シェアの推移



(出所) World Trade Atlas

図表6. 中国の野菜輸入～主要相手国別輸入単価の推移 (\$/ton)

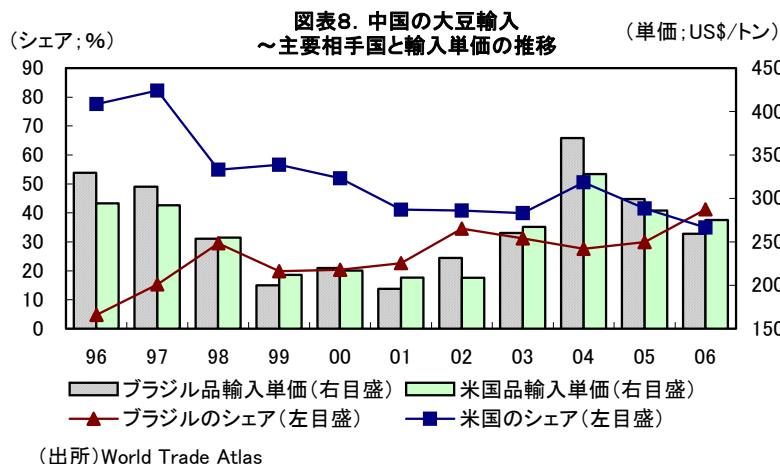
年	野菜輸入					
	全体	タイ	ベトナム	カナダ	インドネシア	米国
96	259	341	153	245	166	314
97	166	103	105	245	90	292
98	158	105	136	214	107	295
99	171	101	116	211	101	474
00	199	89	97	179	87	609
01	98	77	85	171	92	798
02	101	80	89	188	90	949
03	98	81	90	195	94	1,010
04	113	100	95	199	116	1,082
05	144	127	123	197	130	955
06	141	124	128	198	139	524

(出所) World Trade Atlas

図表7. タイの野菜輸出(量)に占める中国のシェアの推移 (%)

年	中国	スペイン	日本	マレーシア	ベルギー	その他
98	5.3	5.4	2.2	0.6	0.8	85.8
99	4.2	12.0	1.4	0.7	1.9	79.8
00	2.0	14.5	1.9	0.9	0.8	79.9
01	35.0	11.4	1.2	0.6	0.5	51.2
02	48.0	7.6	2.0	1.0	1.2	40.2
03	47.7	12.5	1.7	1.3	2.9	34.0
04	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
05	85.3	6.5	2.1	1.9	0.0	4.2
06	86.1	4.0	1.6	1.6	1.5	5.2

(出所) World Trade Atlas



図表9. ブラジルの大豆輸出に占める中国のシェア (%)

	中国	オランダ	スペイン	イタリア	ドイツ	その他
97	3.6	51.8	9.7	2.5	5.3	27.1
98	10.2	32.0	10.3	3.6	11.8	32.2
99	7.0	33.9	15.9	4.9	9.6	28.8
00	15.5	29.9	10.3	3.8	9.1	31.3
01	20.4	21.2	8.7	4.6	10.0	35.1
02	25.9	18.4	7.6	3.3	9.9	34.8
03	30.7	18.4	7.9	3.9	11.1	28.0
04	29.5	18.5	8.0	4.5	8.5	31.0
05	31.9	22.5	9.3	6.0	4.2	26.0
06	43.1	15.0	7.5	4.2	4.2	25.9

(出所)World Trade Atlas

4. 輸入大国・中国

輸出の規模と伸びに比べて輸入の規模と伸びが小さいことから、これまで中国といえばその輸出動向が主に注目されてきた。しかし、世界景気の拡大持続と一次産品価格の上昇を背景に世界的にインフレ傾向が顕著になる中で改めて輸入大国としての中国の存在も注目されるようになってきている。

では「中国が輸入するものは何でも高くなるのか」と言えば、<ケース1>に見られるように一部の品目でそうした傾向が見られることは事実である。しかし、<ケース2>や<ケース3>のように中国が輸入量の確保と同時に価格の安定も図っているケースも少なくなく、答えは必ずしもそうではない、ということになる。また<ケース1>の品目が今後、<ケース2>に転化、すなわち価格上昇を嫌気し、輸入数量が絞られる可能性も考えられる。

当面、中国は高成長を維持する見通しであり、その需要は今後も底堅く推移すると見られる。中国に対して競争力のある価格で商品を提供できる国は中国の高成長の恩恵を受けることができると言えるだろう。ただし、中国に対する依存度が高くなると「価格設定力」も中国に移ってしまう可能性がある点には注意が必要だろう。

(執筆者のご連絡先) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail: mariko.noda@murc.jp ホームページ: <http://www.murc.jp>



ベトナムに進出する台湾 EMS

三菱東京UFJ銀行
企業調査部 香港駐在
調査役 山内 佑介

台湾 EMS (Electronics Manufacturing Service) は、これまでノート PC など主要製品を中国で集中生産してきたが、昨今の労働コスト上昇や人民元高など中国を取り巻く事業環境が相対的に悪化しつつあることを受けて、ベトナムに生産拠点を新設する動きが一部でみられる。本稿では、こうした進出動向の背景を概観するとともに、それが部品・材料サプライヤーに与える影響について整理してみた。

1. 台湾 EMS の現状

(1) 台湾 EMS の概要

①EMS とは

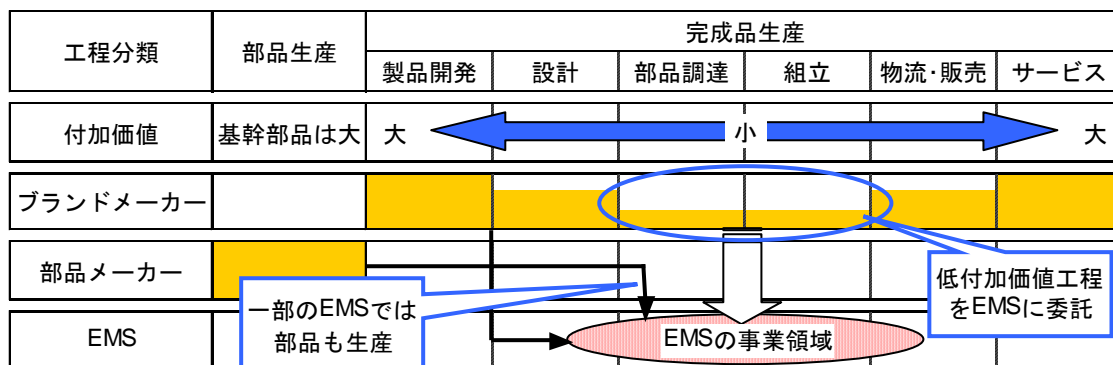
◇自社ブランドを持たずにブランドメーカーから電子機器の生産を受託する企業

EMS (Electronics Manufacturing Service) とは、一般に、自社ブランドを持たずに電子機器のブランドメーカーから機器生産を受託する企業を指す。

電子機器の一連の工程において、川上の基幹部品製造や川下のサービス・販売といった工程に付加価値がシフトし組立工程の付加価値が相対的に低下するなか、PC・携帯電話といった電子機器の需要拡大に加え、ブランドメーカーによる組立工程（及び設計工程の一部など周辺工程）の外注ニーズの高まりを背景に、成長してきた（図表1）。

EMS は、ブランドメーカーが自社で生産するよりも低コストでの生産を実現するとともに自社の収益性を確保するため、一般に、複数のブランドメーカー向けに納入することを前提として大規模な生産能力を備え、部材調達や生産に関わるコスト優位性の発揮を図っているのが特徴。

図表 1 : EMS とは



(資料) 各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成



②台湾 EMS の位置付け

◇セット製品別にみても日系電機メーカーを大幅に上回る生産規模を有する

EMS の売上ランキングをみると、上位 10 社のうち 6 社が台湾 EMS で、特に鴻海精密工業や仁寶電腦工業など上位メーカーは、日本の大手電機メーカーと同等規模の売上高を誇りかつ、収益性も営業利益率で 3~4%前後と遜色ない水準を確保している（図表 2、3）。

これは、EMS が先述した生産に関わるスケールメリットを発揮しているためとみられ、実際、セット製品別の生産規模をみても、日系電機メーカーの合計シェアが数%である一方、EMS は 1 社でそれを上回る規模を有している（図表 4）。

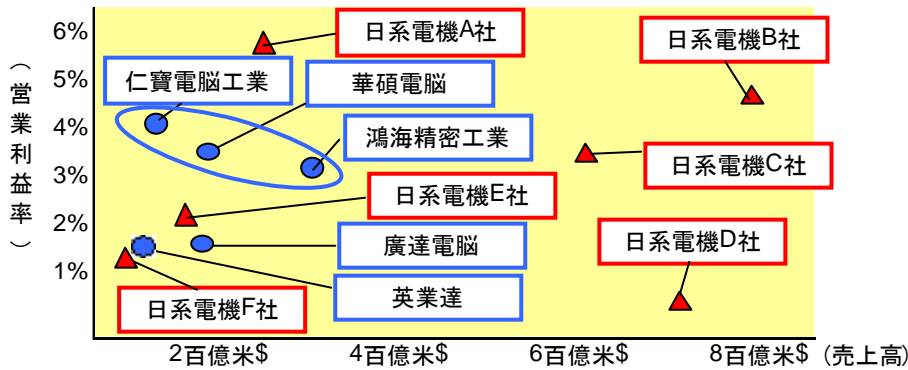
図表 2：EMS の売上高ランキング（世界）

(百万米ドル)

	国籍	2005年		2006年	
		売上高	前年比伸び率	売上高	前年比伸び率
① Flextronics+Solectron	シンガポール	25,729	64%	29,414	14%
② 鴻海精密工業	台湾	21,982	74%	27,895	27%
③ 華碩電腦	台湾	11,972	60%	17,223	44%
④ 廣達電腦	台湾	12,533	29%	14,189	13%
⑤ 仁寶電腦工業	台湾	8,286	20%	11,756	42%
⑥ Sanmina-SCI	米国	11,735	▲4%	10,955	▲7%
⑦ Jabil	米国	7,524	20%	10,265	36%
⑧ Celestica	カナダ	8,471	▲4%	8,812	4%
⑨ 英業達	台湾	6,179	50%	7,903	28%
⑩ 佳世達科技(旧、明基電通)	台湾	5,496	5%	6,986	27%

(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

図表 3：日系エレクトロニクスメーカーとの収益比較



(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

図表 4：セット製品の生産における EMS の位置付け

(単位:千台)

	ノートPC			液晶モニタ			マザーボード		
	企業名	生産台数	シェア	企業名	生産台数	シェア	企業名	生産台数	シェア
①	廣達電腦	19,200	24%	冠捷科技	30,000	22%	華碩電腦	56,000	32%
②	仁寶電腦工業	14,500	18%	群創光電	18,000	13%	鴻海精密工業	26,700	15%
③	緯創資通	9,600	12%	Samsung	15,600	12%	精英電腦	18,000	10%
④	英業達	7,000	9%	佳世達科技	13,000	10%	微星科技	14,000	8%
⑤	Dell	4,200	5%	光寶科技	12,000	9%	Intel	14,000	8%
-	上位5社	54,500	69%	上位5社	88,600	66%	上位5社	128,700	75%
-	日系企業合計	5,390	7%	日系企業合計	3,530	3%	日系企業合計	0	0%

(資料)富士キメラ総研「ワールドワイドエレクトロニクス市場総調査2007」



(2) 中国大陸への進出状況

◇ノートPC、液晶モニタなど主要製品の大半を華東、華南地域で集中生産している

台湾EMSの中国大陸への進出状況を見ると、各社とも累積で数十億ドルを投じて生産拠点を配置、個社別にみても、上海市（廣達、英業達）や江蘇省の昆山（仁寶、緯創）、蘇州（佳世達、華碩）など華東地域と広東省（光寶、鴻海）に拠点が集中しており、主要製品の大半を製造しているのが特徴（図表5）。

これは、そもそも、中国は①加工貿易制度^(注)や②優遇税制など、外資系企業の投資環境が良好であったうえに、③道路・電力といったインフラが相応に整備されてきたことや、④安価な労働力を確保できていた結果、⑤特に華東地域（上海市、江蘇省、浙江省）や広東省を中心に部材メーカー、下請業者の集積も進むなど（図表6）、事業環境も相応に整備されてきたからである。

加えて、台湾当局が2001年11月にハイテク分野の大陸への投資を解禁（2002年8月には直接投資も可能に）したことで、各社とも2002年～2004年の間に集中投資を行ったことや、ノートPCや液晶モニタなど各社が手掛ける製品が特定品目に集中していたことも生産拠点の一極集中を促した要因と考えられる。

(注)加工貿易とは、製品を輸出することを前提に輸入原材料の関税・増徴税を保税としたままでの加工を認めるもので、特に労働集約的な組立産業や縫製産業などにとっては、人手のかかる加工工程のみを、輸入原材料の関税・増徴税を支払うことなしに労働コストが安価な中国で行えるという極めて有利な制度である。加工貿易には、①外国企業が中国の企業から工場を借り受けて原材料・設備を無償で提供して生産を委託し、加工賃のみを決済する方式（来料加工）と、②外国企業が現法を設立してその現法が有償で原材料を輸入して製品を生産・輸出し、製品代金を決済する方式（進料加工）とがある。

図表5：中国における各社の生産現法数と生産依存度

	廣達電腦	仁寶電腦	英業達	緯創資通	佳世達	光寶科技	華碩電腦	鴻海精密
生産現法数	8	8	10	7	8	18	14	45
うち華東	8	8	7	4	8	9	14	15
うち華南	0	0	0	3	0	8	0	24
最大集中地	上海	江蘇省昆山	上海	江蘇省昆山	江蘇省蘇州	広東省広州	江蘇省蘇州	広東省深圳
主要製品(例)	ノートPC			液晶モニタ		マザーボード		
世界生産台数	19,200	14,500	9,600	7,000	13,000	12,000	56,000	26,700
うち中国	19,200	14,500	9,600	7,000	8,000	10,000	44,000	26,700
(比率)	100%	100%	100%	100%	62%	83%	79%	100%

(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

図表6：電機・精密産業における部品メーカーの華東、華南への集積状況

		広東省		上海、江蘇省 浙江省		中国全土	
			比率		比率		比率
部品メーカー数	00年	977	33%	1,259	20%	3,547	25%
	04年	1,993	43%	3,004	30%	6,956	33%
	(増減)	(+1,016)	—	(+1,745)	—	(+3,409)	—
総企業数 (電機・精密産業)	00年	2,925	100%	6,397	100%	14,164	100%
	04年	4,658	100%	9,895	100%	21,186	100%

(注)1.部品メーカーには半導体、LCD、電子部品、光部品メーカー等を含む。

2.比率は総企業数に占める部品メーカーの割合を示す。

(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成



(3) 中国大陸を取り巻く環境変化

これまで、先述したような優位性を背景に、台湾 EMS 及び部材メーカーの集積が進んだ中国大陸ではあるが、足元では、以下の点によって、従来に比べて事業環境が悪化しつつある。

①労働コストの上昇

◇最低賃金の引き上げに加え、社会保険料の負担増、労働契約法が施行されることによる追加負担など労働コストの上昇圧力は強まっている

近年、華東及び華南地域の平均賃金は毎年 2 桁ペースでの上昇を続けており、特に足元 1~2 年は最低賃金の引き上げが著しい(図表 7)。

今後を展望しても、中長期的には農村から都市への人口移動がさらに活発になることにより労働供給量自体は増加する可能性もあるが、当面は比較的高い経済成長が予想されることから、賃金の上昇圧力は強い状態が続こう。

賃金そのものの上昇のほか、社会保険料の負担増もみられる。中国において企業が負担すべき人件費には、従業員の手取り賃金のほか、三金もしくは四金と呼ばれる社会保険料^(注1)が含まれるが、従来はこうした社会保険関連費の徴収が不完全であった企業・工場も多かった。しかしながら、2005 年以降は当局からの徴収強化の姿勢が強まっており、企業にとっては負担増の一因となっている^(注2)。

加えて、2008 年 1 月より労働契約法が施行されることで、(ア)企業がこれまでのように従業員を簡単に解雇することができなくなるほか、(イ)短期の派遣労働者の活用も難しくなることから、企業にとっては弾力的な労働の確保が困難となり、一段の人件費負担の増加が見込まれる。

(注1) 三金は養老保険、失業保険、医療保険の 3 つを指し、これに住宅公積金を加えたものを四金という。

(注2) 東莞市の例では、社会保険料の企業負担率は、養老保険で給与の 11%、医療保険 2%、失業保険 1.5%程度となっている様子。

図表 7：主要都市別の最低賃金

(単位：RMB/ヵ月)

		2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	01-06 平均上昇率	
華東	上海	490	535	570	635	690	750	840	8.9%	
	蘇州	430	460	540	620	690	750	850	11.8%	
華南	広州	450	450	510	684	684	780	N.A.	11.6%	
	深圳	特区内	574	595	600	610	690	810	850	7.1%
		特区外	440	462	465	480	580	700	750	9.7%
	東莞	450	450	450	450	574	690	N.A.	8.9%	

(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成



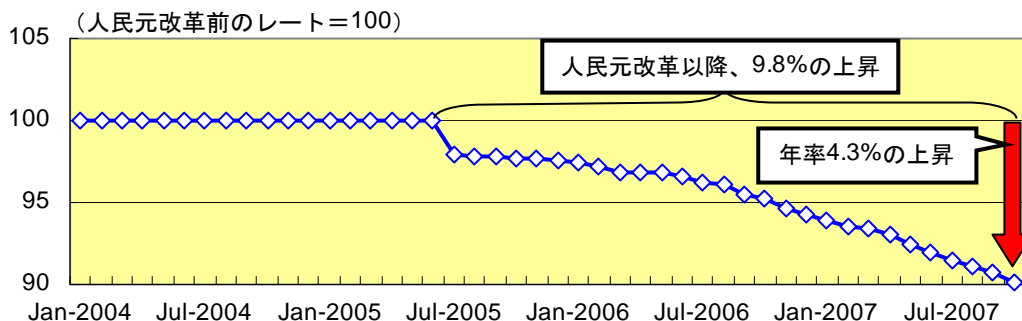
②人民元高

◇今後も、対米ドルレートは構造的な元高の流れが続く

中国からの活発な輸出による経常収支の黒字や諸外国からの直接投資による資本収支の黒字を背景に、2005年7月の人民元改革スタート以降、人民元の対米ドルレートは緩やかながらも上昇を続けており、足元では改革以前と比較して、累計で約9.8%上昇、年率でも4.3%程度のピッチで上昇している（図表8）。

今後を展望すると、(ア) 産業全体でみた生産拠点としての中国の優位性が大きく崩れるとは考え難く、当面は経常収支の黒字構造が続くとみられるうえ、(イ) 中国企業の对外投资の規制緩和などを通じて中国からの資本流出が増える可能性はあるものの、諸外国からの中国への投資も高水準で推移するとみられ、資本収支が経常収支の黒字を吸収するほどの赤字に転ずることも想定しにくいことから、当面、対米ドルレートは構造的な元高の流れが続こう。

図表8：人民元の対米ドルレート（指数）



(資料)CEIC Data Co., Ltdをもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

③加工貿易制度や増値税還付率の見直し

◇制限・規制強化が続くなか、今後は台湾 EMS が少なからぬ影響を受ける可能性も

中国政府は対米国・EU との貿易摩擦や環境問題等の影響から、低付加価値乃至は高エネルギー消費の分野を中心に加工貿易禁止・制限品目を拡大、一部品目で保税での加工貿易ができなくなったほか、繊維やプラスチックなど 1,853 の制限品目では、関税と増値税の税額を保証金として納付する義務が生じた。

また、加工貿易の禁止・制限に加え、ここ2年間に相次いで増値税還付率の調整に関する通達も公布されており、アパレル製品や玩具、時計など、外資系企業が取り扱う製品でも一部が増値税還付率引き下げ・取り消しの対象となっている。

無論、こうした輸出抑制策に関しては、低付加価値分野やエネルギー消費の大きい品目が中心であるため、PCや携帯電話など高付加価値製品を主体とする台湾 EMS が受ける影響は当面限定的との見方もある。

しかしながら、対米国・EU との貿易摩擦や、国内のエネルギー問題・環境汚染問題を緩和したい中国政府が加工貿易に対する制限・規制を強化していく方向性自体に変化はないとみられることから、制限対象業種・製品の拡大は今後も続き、つれて台湾 EMS が部材調達面で少なからぬ影響を受ける局面も想定されよう。



2. 台湾 EMS のベトナム進出

こうしたなか、台湾 EMS のなかには、中国以外の第三国で、地理的にも近接しているベトナムに生産拠点を新設する動きが一部で見られる。

(1) 進出概要

◇鴻海精密工業及び仁寶電腦工業がベトナム北部に大規模な生産拠点を設置

台湾 EMS 最大手の鴻海（ホンハイ）精密工業は、ベトナム北部のバクニン省への投資を決定、2工場を建設するなど総投資額は50億米ドルにも及ぶ（図表9、10）。

同拠点では、主にマザーボードなど部品ユニットのほか、来年より携帯電話やデジカメやパソコンなど完成品の製造も開始する予定で、同社にとっても中国とインドに次ぐ海外での大規模な生産拠点となる。

また、ノート PC 製造で世界第2位の仁宝（コンパル）電腦工業も、これまでの中国江蘇省昆山での集中生産から方針を転換、総額5億米ドルを投じ、ベトナム北部ヴィンフック省にノート PC の新工場を建設し、2009年より月30~50万台（年5百万台前後）、5年後には年25百万台規模まで拡張することを計画している。

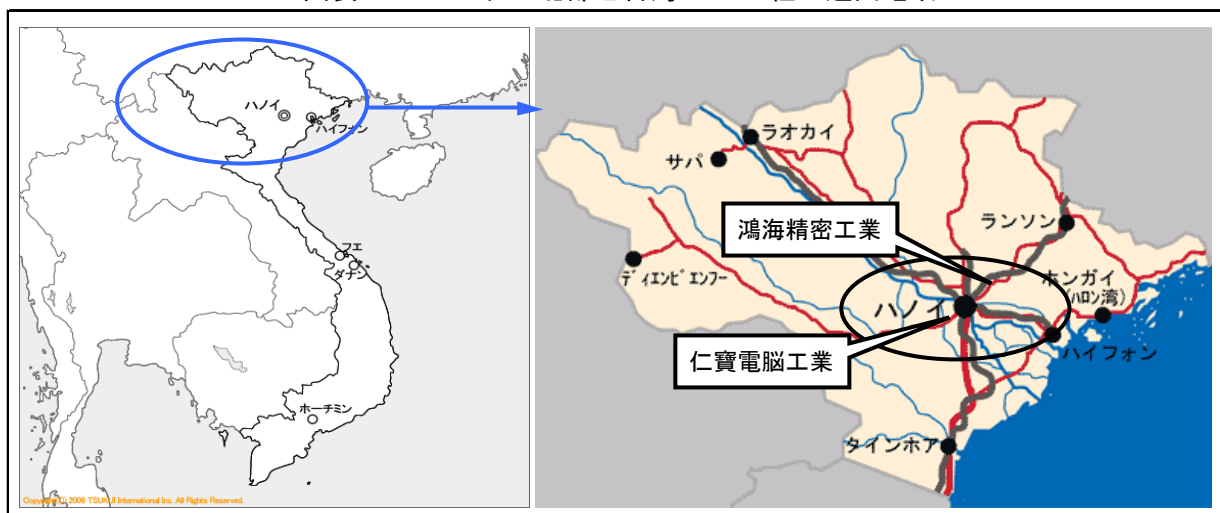
加えて、その他では、鴻海精密工業グループの液晶モニターメーカー群創光電や液晶ディスプレイ大手の奇美電子も、ベトナムでの生産を計画しているという。

図表9：台湾 EMS2 社の進出計画

	鴻海精密工業	仁宝電腦工業
進出地域	北部（バクニン省）	北部（ヴィンフック省）
主たる生産品目	マザーボード、デジカメ部品	ノート PC
総投資額	50 億米ドル	5 億米ドル
生産開始時期	2007 年	2009 年
備考	今後は携帯電話やデジカメ、PC など完成品の製造も行っていく予定	当初のノート PC 生産能力は年 500 万台前後を計画しているが、5 年後には年 2,500 万台まで拡張していく予定

(資料)各種資料をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

図表10：ベトナム北部と台湾 EMS2 社の進出地域



(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成



(2) 進出の背景

このように台湾 EMS 大手が相次いでベトナム北部への進出を決定した背景には、主に以下（投資環境、事業環境）の点が挙げられる。

①投資環境

◇中国との比較では税制面のメリットが大きいうえ、外貨や資本の規制も少ない

まず、ベトナムの投資環境を概観すると、人口 84 百万人、2006 年の GDP は 609 億米ドルと、人口は中国の 1/15、経済規模は同 1/43 にとどまっているが、実質 GDP 成長率は 8.2% と東アジアでは中国に次ぐ高い成長を継続している（図表 11）。

次に、税制面についてみると、企業所得税では、利益が出始めてから当初 2~4 年免税、その後 3~9 年間半減が認められるほか、業種や地域によっては 10 数年間に亘って税率を 10% に抑制できるなど、中国に比べメリットが大きい。

また、輸入関税でも、輸出用の原材料であれば、華南同様に保税輸入を行うことが可能なうえ、内販向けでも、電子部品などの奨励業種の場合には、5 年間の関税が免除となるなど手厚い優遇措置が存在するようだ。

更に、外貨や資本規制も中国に比べて少なく、2007 年 1 月に WTO へ加盟したことによって、投資環境は一段の改善が見込まれる。

図表 11：ベトナム・中国の投資環境比較

		ベトナム	中国
人口		84 百万人	1,314 百万人
06 年の GDP / 実質 GDP 成長率		609 億米ドル / 8.2%	26,263 億米ドル / 10.7%
税制	企業所得税	28% ◇奨励業種・投資地域に応じて 20%、15%、10% の税率を適用できるうえ、2 免 3 減~4 免 9 減までの優遇措置がある。	25%（2008 年 1 月より変更） ◇事業内容により税率、期間減免の優遇措置がある。 ◇5 経済特区、上海浦東新区内のハイテク企業は 2 免 3 減の優遇措置がある。 ◇上記以外の従来の地域優遇、期間減免措置は 5 年の経過期間を経て新税率に移行。
	個人所得税	0~40%	5~45%
	付加価値税	0%、5%、10%	増値税：13~17% 営業税：3~20%
	利子送金課税	10%	10%
	配当送金課税	0%	10%
外貨規制		◇貿易取引を含む経常取引における外貨購入は 01 年から規制が撤廃された。 ◇ロイヤリティ送金は政府の定めた上限の範囲内で可能。	◇国内での外貨決済は原則不可。 ◇貿易取引、貿易外取引は原則自由。 ◇資本取引は個別認可（原則規制）。 ◇海外借入は外債登記が必要。
最低資本金		◇なし	◇3 万元。但し実務上は地方政府によって異なる。
WTO 加盟状況		07 年加盟	01 年加盟

(資料)各種資料をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成



②事業環境

◇安価かつ安定性の高い労働力

ベトナムと中国の人件費を比較すると（図表 12）、ワーカーの平均賃金は、華東地区や広東省主要都市の 6～7 割程度にとどまっているし、社会保険の企業負担率も、中国（都市によって異なるが）に比べて優位性が高い。

無論、ベトナムも中国同様に、急速な経済成長を背景とした賃金の上昇（過去 5 年平均で 13.9%）が続いているが、先述したように、中国の人件費の上昇トレンドが続くことを前提とすれば、今後も相対的に低い水準を維持できるとみられる。

また、1975 年に終結したベトナム戦争の影響もあって、84 百万人の人口のうち、過半が 30 歳未満であるし、この先 20 年を展望した場合でも、安定的に 20～40 歳代の労働力が確保できる点も魅力の一つといえよう（図表 13）。

加えて、JETRO が実施したアンケートによれば、ベトナムの勤勉な国民性を背景に、進出している日系企業からは「手先が器用」、「忍耐強い」、「記憶力が良い」といった声が聞かれたようであるし、自宅からの通勤を好む国民性から地元民を採用するケースが多く、結果としてワーカーの定着率も高いという。こうした点から判断すれば、労働者の「質」についても中国と比べて同等以上とみてよからう。

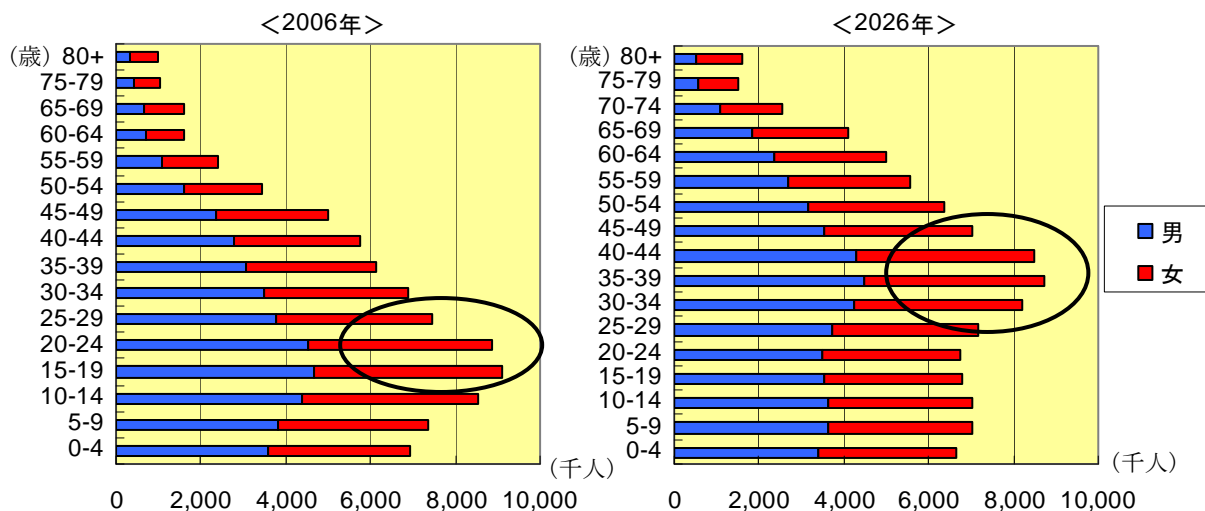
図表 12：ベトナム・中国の人件費比較

(単位：米ドル/月)

	法定最低賃金	ワーカー平均賃金	賃金上昇率(過去5年)	社会保険負担
ベトナム	54.1	ハノイ：87～198 ホーチミン：122～216	13.9% (家計収入の上昇率)	17%
中国	上海：95.3 広州：99 深圳：103(特区内)	上海：272～362 広州：134～446 深圳：123～509	上海：13.6% 広東省：10.8%	上海：44% 広州：31～32% 深圳：17～18%

(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

図表 13：ベトナムにおける人口構成の実績と予想



(資料)U.S. Census Bureau, International Data Base.



◇改善されつつある物流インフラ

中国華南地域とベトナム北部を結ぶ物流網も改善されつつある。両国を結ぶ陸上輸送経路は「モンカイルート」、「ランソンルート」、「ラオカイルート」と3ルート存在するが、このうち、広西チワン族自治区の南寧市からベトナム国境までを結ぶ南友高速道路が開通、南北ベトナムを結ぶ国道1号と連結した（図表14）。

これによって、現状では国境での積み替えこそ依然として必要なものの^(注)、広東省の主要都市からベトナム北部のハノイ近郊までトラックであれば2日前後での輸送が可能となったようだ。

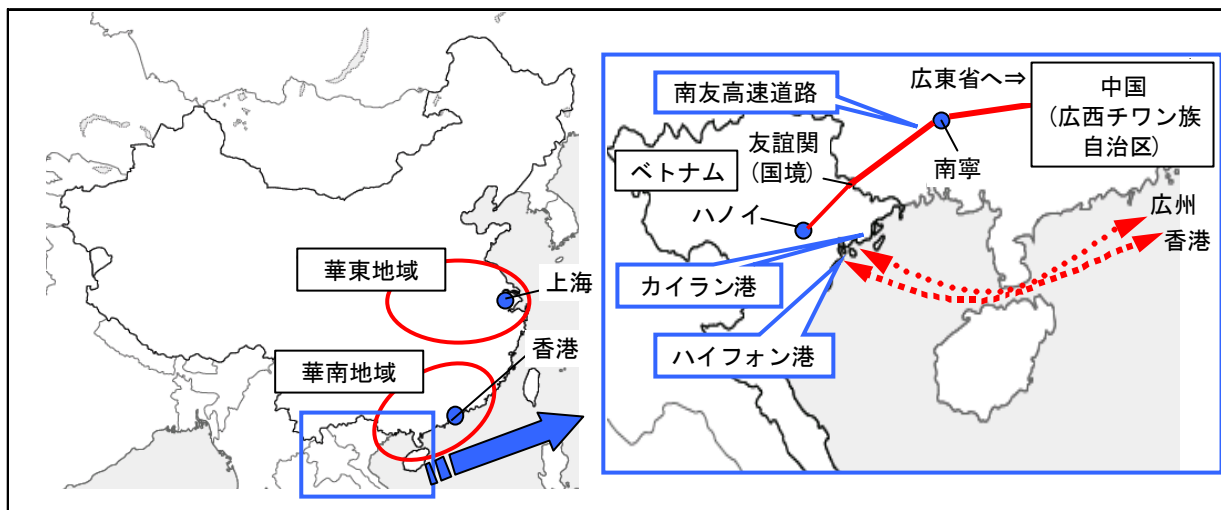
港湾の整備も進んでいる。ベトナム北部では、ハイフォンとカイランが主たる港湾であるが、まず、ハノイから100kmに位置するハイフォン港についてみると、ハノイから2時間程度でアクセスできるなど利便性は高い。同港は、河川港であるため水深が浅く、600TEU前後の船舶しか入港できないものの、日系の船会社が香港との定期便を運航しており、華南から4～5日での輸送が可能である。

一方、ハイフォンの北東部に位置するカイラン港は、足元こそ港湾設備の不足から寄港する船舶が少ないものの、水深12mと1,000TEU級のコンテナ船が就航可能なために、ベトナム北部唯一の深水港として、取扱量の拡大が期待されている。

また、部材を輸入するに際して、保税倉庫を活用、一旦部材をストックしたうえで、必要に応じて生産拠点に輸送することでジャストインタイムを実現できるが、ベトナム北部では、近年、保税倉庫を保有する日系物流会社が増加しており、保税加工を行うインフラ面も整いつつある。

(注)一部報道によれば、2007年5月に開催された中越運輸会議で、中国とベトナムの自動車による旅客と貨物の相互乗り入れが一部ルートで実現することが決まった模様。旅客と貨物を運ぶ自動車の相互乗り入れ実現に向けて、「中国・越南汽車運輸協定」や「中国交通部・越南交通運輸部關於実施两国政府汽車運輸協定議定書」の内容を改定・補足していく。これによって南寧～友誼関～友誼～ハノイや、昆明～河口～ラオカイ～ハノイ～ハイフォンルートでは積み替えなしでの輸送が可能となる見通し。

図表14：華南地域・ベトナム北部間の輸送経路



(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成



◇その結果、華南地域からの調達が可能になりつつある主要部材

これまで、ベトナムへ進出する日系企業が抱える最大の問題点は、中国の華東、華南地域のよ
うに、部材サプライヤーの集積が進んでおらず、結果、部材の現地調達が困難という点であった
(図表 15)。

かかる状況下、先述した優遇税制など良好な投資環境や、物流インフラなど事業環境の改善を
背景に、ベトナムに進出したセットメーカーが、中国（特に華南）で生産した部品又はモジュ
ール品を調達する動きが徐々に拡がりつつある。

このため、現地での調達自体が難しい状況に大きな変化はないものの、華南地域からの調達が
以前にも増して容易かつ迅速になりつつあることを踏まえれば、ベトナムでの部材調達を取り巻
く環境は、今後も好転していくとみてよからう。

実際、鴻海精密工業は、ベトナムで製造するセット製品の部品やモジュール品を華南地域のサ
プライヤーから調達する模様であるし、事実、エレクトロニクス製品、部品におけるベトナムの
対中国の輸入額が、近年、大幅に増加していることをみても（図表 16）、こうした商流が従来に
比べて増加しつつある様子が窺える。

図表 15：進出企業における生産面の問題点

	ベトナム (68社)	比率	中国 (313社)	比率
①	原材料・部品の現地調達が困難	72.7%	調達コストの上昇	58.5%
②	調達コストの上昇	51.5%	品質管理の難しさ	52.5%
③	品質管理の難しさ	47.0%	有能技術者の確保が困難	45.2%
④	限界に近づきつつあるコスト削減	25.8%	原材料・部品の現地調達が困難	44.6%
⑤	生産能力の不足	16.7%	限界に近づきつつあるコスト削減	38.9%

(資料) JETRO「2006年度 在アジア日系製造業の経営実態」

図表 16：ベトナムにおけるエレクトロニクス製品及び部品の対中国輸入額

	2002	2003	2004	2005	2006	2007
輸入：(百万米ドル)	94	146	228	369	659	983
(前年比伸び率)	73%	55%	56%	62%	79%	99%
電子部品・コンピュータ	46	75	107	146	N.A.	N.A.
(前年比伸び率)	98%	63%	43%	37%	—	—

(注) 2007年は1～10月の合計値を使用。

(資料) CEICをもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

◇工業団地などの整備も相応に進展

- また、工業団地の整備も進展しつつあるようだ。従来から工業団地や輸出加工区などの整備
が進んでいたベトナム南部はもとより、近年では北部でも、野村ハイフォン工業団地（野村
証券等）、タンロン工業団地（住友商事等）といった日系企業が出資・運営に関わる開発地区
を初め、ノイバイ、クアンミンなど工業団地の整備も進んでいる。
- 加えて、住友商事は 2009 年にハノイ郊外で 220ha の工業団地を新設するほか、シンガポール
政府系の工業団地も開発が進むなど、進出ニーズの増加に伴ったインフラの整備も相応に進
展しつつあるとみてよからう。



3. 今後の展望

(1) 今後の方向性

◇EMSの生産規模拡大に伴ってベトナムの生産拠点としての位置付けは高まる方向

今後を展望すると、中国における事業環境が徐々に悪化しつつあるとはいえ、台湾EMSにとって、①これまで各社とも累積で数十億ドルを投じて、中国大陸に生産拠点を拡充してきたことや、②特に華東、華南地域では部材メーカーの集積が進んでおり調達が容易である、更には③中国は輸出のみならず内販市場としての魅力も大きく、セットメーカーが販売を強化している点を踏まえれば、今後も各社にとって中国は重要な生産拠点として、高いプレゼンスを維持することには変わりはない。

ただ、良好な投資環境や安価な労働力に加え、華南地域との物流インフラの整備など事業環境が改善しつつあるなか、電子機器の生産におけるベトナムの位置付けは、台湾EMSの生産拡大を契機に、今後、高まっていくものと予想される。

◇部材サプライヤーの集積も徐々に進展

無論、当面については、ベトナムでは先述の通り、部材の現地調達が困難な状況が続くと予想されることから、部材メーカーの集積が進んでいる中国（特に華南地域）から部材を調達する流れが持続するとみられる。

ただし、中長期的にみれば、段階的ながらも着実にベトナムにおける部材サプライヤーの集積が進んでいこう。進出する台湾EMSは2社とも、相応の規模の生産を計画していることに加え（注1）、（ア）鴻海精密工業では、傘下の液晶パネルメーカーや部品メーカーがベトナムや近接する広西チワン族自治区での生産を計画している、（イ）仁寶電腦工業では、プリント基板や電池など主要なサプライヤーを誘致する動きも見られる（注2）、といった点から判断すれば台湾EMSの進出に伴って、今後は部材メーカーや下請業者の集積が徐々に進んでいく可能性が高い。

実際、仁寶電腦工業の主たるサプライヤーである液晶パネルメーカーの奇美電子がベトナム北部に液晶パネルの組立拠点の設置を計画しているほか、台湾のプリント基板メーカー各社も、今後、ベトナム北部への進出を検討していくという（図表17）。

（注1）同社の出荷台数が、2006年14.6百万台、2007年23百万台（見込み）であることを踏まえても、当初5百万台、2014年には25百万台までの規模拡大を予定するベトナム拠点の位置付けの高さが窺える。

（注2）特に、仁寶電腦工業が生産を計画しているノートPCは携帯音楽プレーヤーやデジカメなど他の電子機器に比べて部品点数が多く、部材調達に手間が掛かることから、現地調達ニーズが強い模様。

図表17：ベトナム進出を計画する台湾EMSのサプライヤー

	概要
奇美電子	ベトナム北部に液晶モジュール工場の建設を計画。これは仁寶電腦工業、鴻海精密工業など顧客の要望に応じたもので、投資総額は数十億台湾ドルに上る見通し。
仁寶電腦工業 (サプライヤー)	仁寶電腦工業は、ベトナム北部でのノートPC工場の立ち上げに当たり、プリント基板や電池などの協力会社40~50社を工場周辺地域に誘致する計画を明らかにした。
その他部品メーカー (プリント基板)	台湾プリント基板協会が行った会員企業約30社へのアンケートでは、95%がベトナム投資に意欲を持っているほか、70%がベトナムで工場建設のための投資を検討しているという。

(資料) 新聞報道、各社公表資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成



(2) 日系企業への影響

◇台湾 EMS のサプライヤーを主体に日系企業の進出ニーズも高まる方向

かかる状況下、日系企業の進出ニーズも、今後高まっていくことが予想される。主なエレクトロニクス部品、材料メーカーの進出状況を概観すると、1990年代では、工業団地や輸出加工区の整備が進んでいた南部への進出が中心であったが、近年は、華南地域との地理的な近接さに加えて、政府がインフラ整備や外資企業誘致に積極的な北部に進出する企業が増加傾向にある。

現在の進出企業をみると、キャノンやブラザー工業など事務機器メーカーのサプライヤーである樹脂成形業者や、小型モータ、コネクタ、プリント基板（含むフレキシブル基板）などの一部の電子部品メーカーが中心である。

今後は、台湾 EMS の生産拡大に伴って、こうした電子部品はもとより、半導体やコンデンサ、コイル・トランスといったセット製品に欠かせないその他の電子部品メーカーについても商流の拡大及び現地への進出ニーズの高まりが予想される。更には、仁寶電腦工業に納入する奇美電子のような液晶モジュール組立拠点の進出が本格化した場合、そのサプライヤーであるバックライト、偏光板メーカーにおけるベトナム向けの商流の拡大や進出を検討する動きも出てこよう。

×

×

×

このように、台湾の大手 EMS がベトナム北部に進出、生産を拡大していくことで、これらを販売先に持つ電子部品、材料メーカーでは、従来までの商流に変化が生じることが予想される。特に、部材の現地調達が十分でない当面の間は、地理的にも近接しており、部材メーカーの集積度が高い華南地域からベトナムに進出する EMS への販売の拡大が期待できよう。

また、ここ数カ月間に日系のサプライヤーが相次いで駐在員事務所を開設していることをみると、日系のサプライヤーにおける進出ニーズも日増しに高まっているとみられるだけに、今後も、台湾 EMS のベトナム進出及び生産拡大の動向を注視していく必要がある。

以 上

(連絡先)

㈱三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 山内 佑介
住所：6F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong
TEL:852-2249-3033 FAX:852-2521-8541



人民币資金市場 2007 年の回顧と 2008 年展望

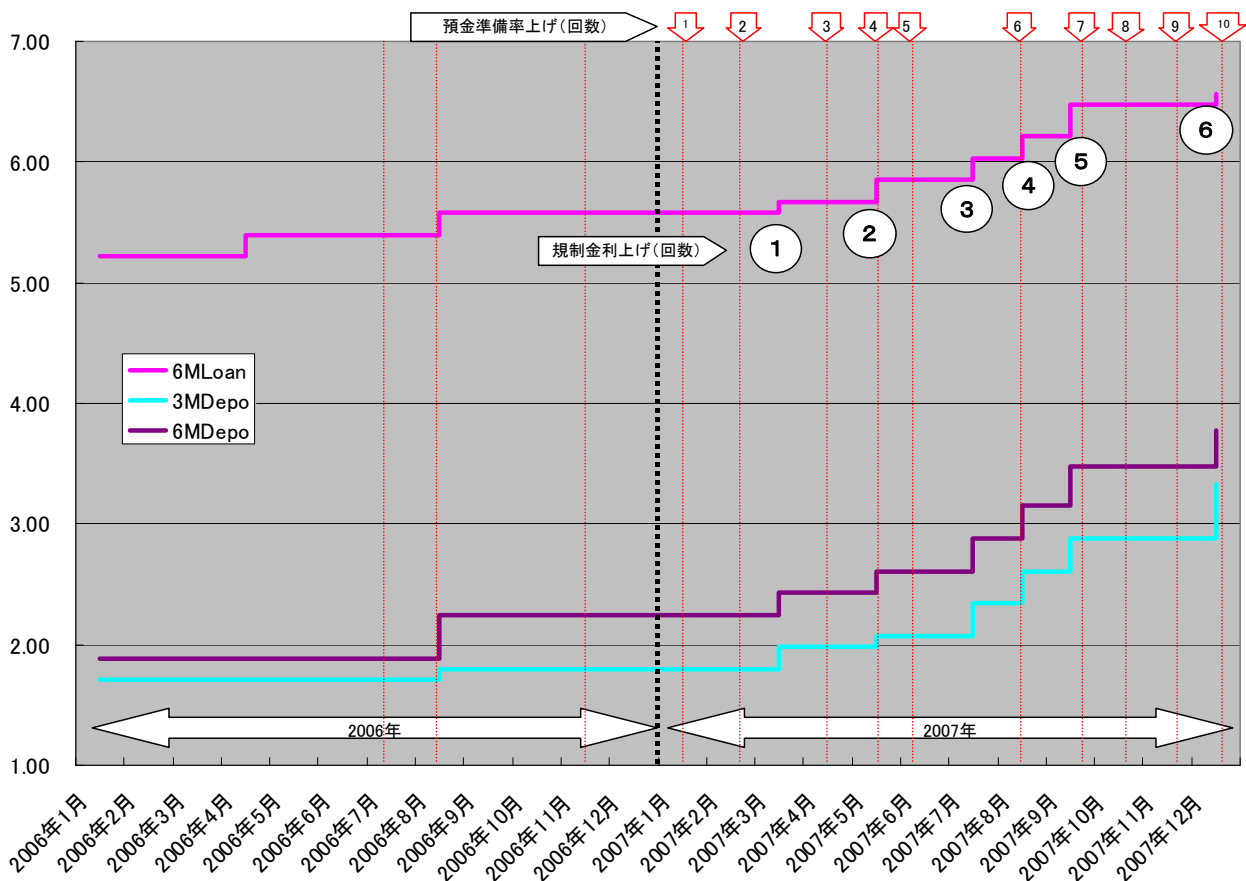
三菱東京UFJ銀行(中国)
市場業務部
為替資金課長 田中 利朗

人民币金利の短期指標金利7日間国債レポ金利は年末の2つの大きな調整、①12月21日の銀行預金・貸出規制金利利上げ、②12月25日の預金準備の積みみを消化した上で、2%台まで低下しており、一見、資金流動性は高いように思われる。しかし、この一年は中国国内資金ディーラーにとってはレートの上げ下げはともかく、人民币・外貨ともにその資金流動性に常に気をとられる展開であった。「過剰流動性をコントロールする」との題目のもと、中央銀行(人民銀行)は様々な政策を繰り出してきたものの、決定的なものがないまま最後は「窓口指導」に至った印象を受ける。本稿ではここに至るまでの本年の中国国内の資金市場(人民币・外貨とも)の歩みを振り返ってみた。

1. 人民币資金市場の2007年回顧

規制金利は12月21日までに年内で実に6回の利上げを数えた。預金準備金率に至っては年10回の引上げが為され、ほぼ毎月、引き締めのアナウンス効果が最も大きいと思われるこの二つの政策のどちらかが実行されてきたことになる。

<2006年-2007年の規制預金・貸出金利の推移(出所:各種資料よりBTMU(中国)市場業務部作成)>

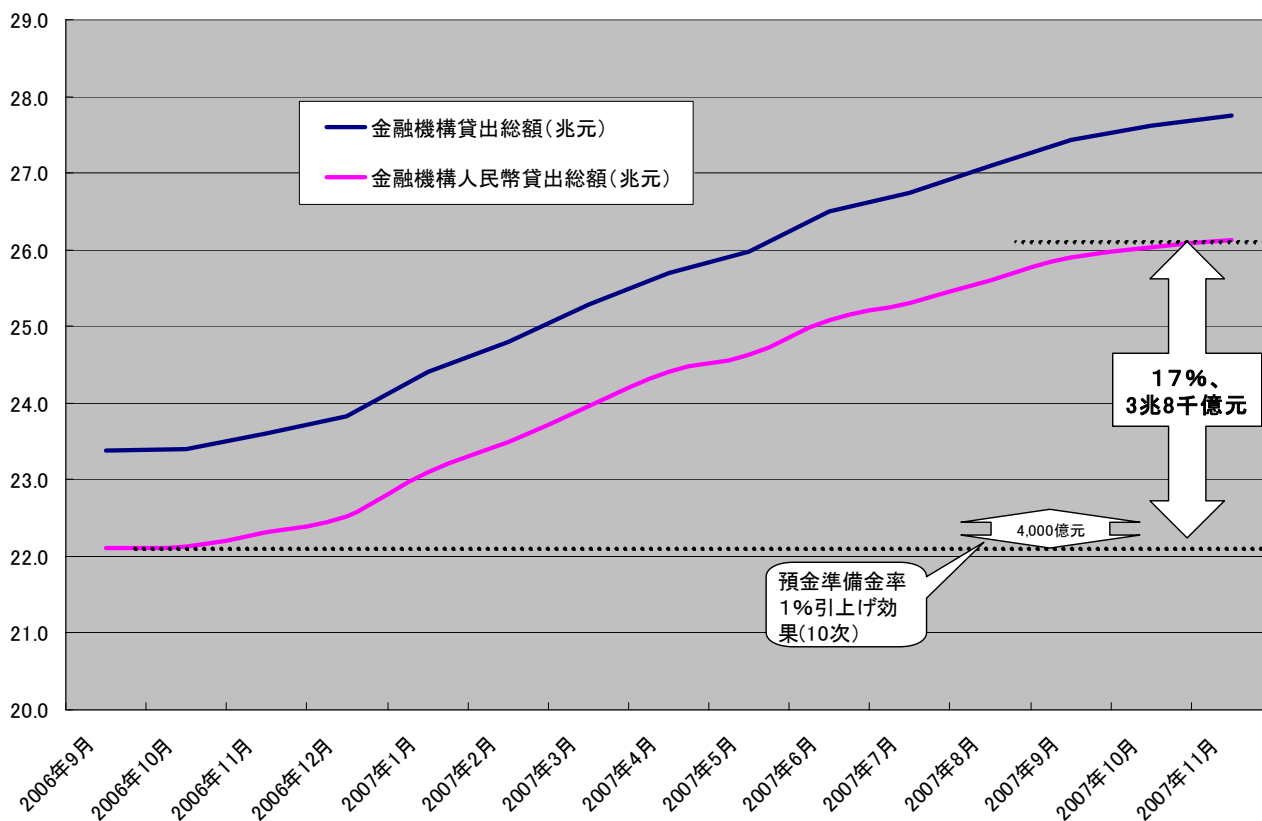




発表日	実施日	準備率
15-Nov-06	2006年11月15日	9.0%
15-Jan-07	2007年1月15日	9.5%
16-Feb-07	2007年2月25日	10.0%
05-Apr-07	2007年4月16日	10.5%
29-Apr-07	2007年5月15日	11.0%
18-May-07	2007年6月5日	11.5%
30-Jul-07	2007年8月15日	12.0%
06-Sep-07	2007年9月25日	12.5%
13-Oct-07	2007年10月25日	13.0%
10-Nov-07	2007年11月26日	13.5%
08-Dec-07	2007年12月25日	14.5%

- 預金準備金率が1%上がる毎に4,000億元(6兆2千億円)程度の預金が貸出に回されずに預金準備金に積み上げられることを考えると、相応の引き締め効果があつて然るべきであるが、実際には人民币貸出総額は伸長、2006年11月比、2007年11月までに伸び率で17%、金額にして3兆8千億元(58兆5千億円)の伸びとなった(因みに日本の2007年の銀行貸出量は1%程度、金額にして4兆円程度に留まっている)。

< 中国国内金融機関の総貸出量推移 (出所：人民銀行統計) >

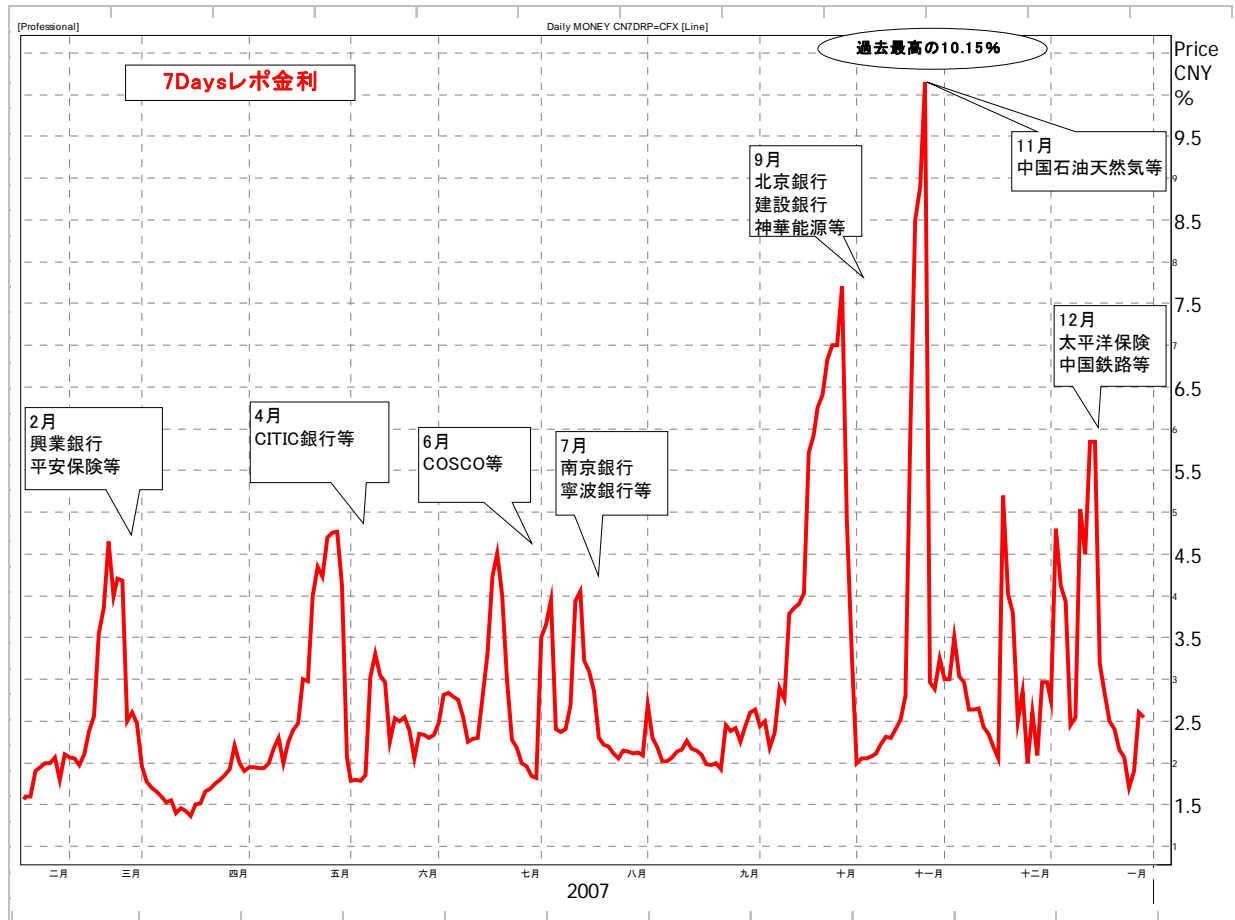


- 銀行貸出の伸びが止まらない一方で、株式市場の活況も続いた。また、銀行間の資金市場は新規株式公開の影響を受ける度合いがますます高まった。以下、本年度の大規模 IPO



(新規株式公開) と銀行間市場金利 (7Days レポ金利) の推移を示す。

< 銀行間市場金利と大規模 IPO (出所: 各種資料より BTMU(中国)市場業務部作成) >



- ・ 大型の IPO が相次ぎ、さらに預金準備率の積みがぶつけられた 10 月最終週には、7Days レポ金利は、過去最高の 10%を超えた。その 1 週間はレート水準は関係なく、完全に出し手不在の状態であった。人民币資金市場の薄さを改めて示すこととなったこの週は、もともと人民币の調達力に不安を抱える外資系銀行にとっては相応の緊張が走った。

2. 中国国内外貨資金市場 2007 年回顧

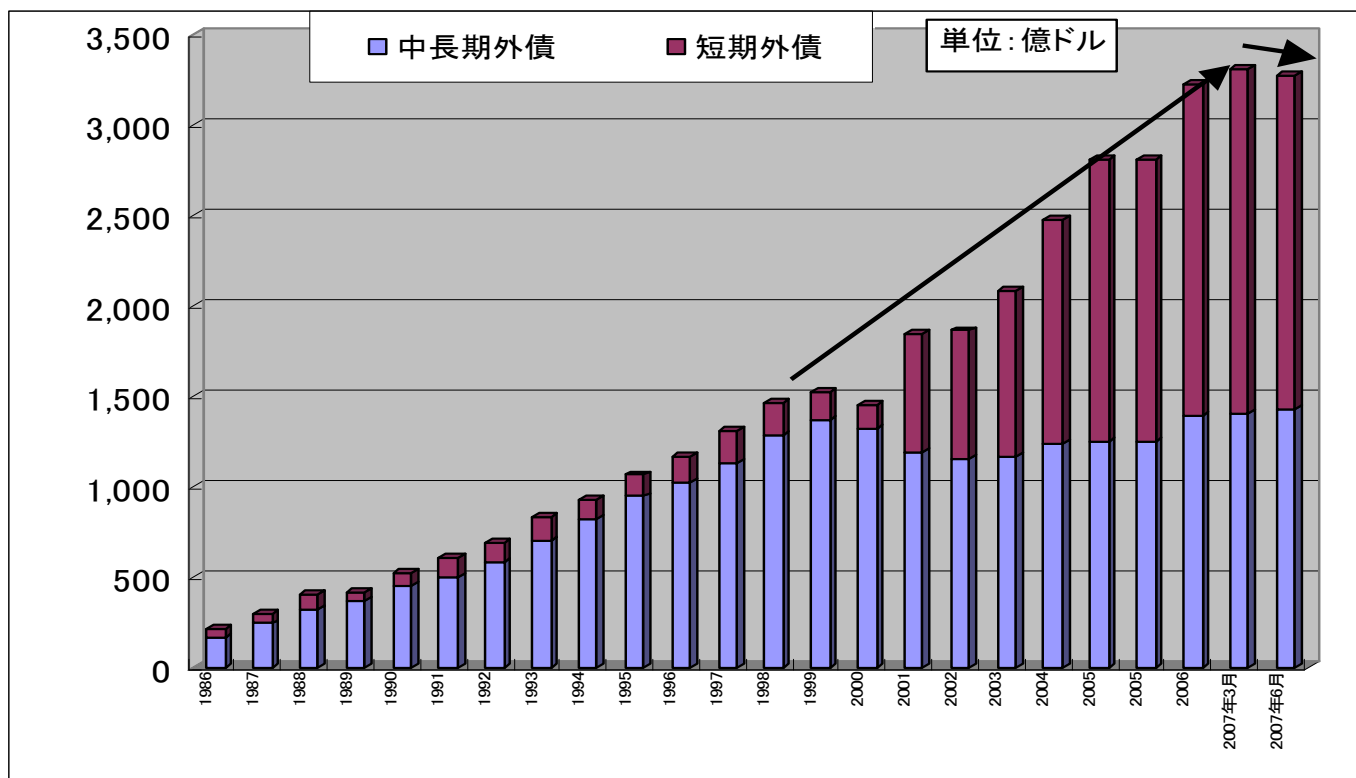
- ・ 「中国国内外貨資金市場」という概念が強烈に出てきたのが本年度であった。これまで中国国内外貨資金市場という概念は少なくとも、母国の親銀行から自由に外貨を調達できる外資系銀行には、特に注目すべき市場ではなかった。
- ・ 9 月には CFETS (中国外貨交易中心) のシステムには外貨資金市場のプラットフォームも創立されたが、実際に中国国内での外貨資金市場を意識せざるを得なくなった発端は 2007 年 3 月以降の短期外債規制の強化であった。外債規制そのものは 2004 年度後半から始まっているが、2007 年は急展開、2008 年 3 月までに海外からの外貨調達を現状枠の 60%に抑える、という相当なものであった。



<2007年3月の外債規制強化(匯発【2007】14号)>

	~2007年 6月末	~2007年 9月末	~2007年 12月末	~2008年 3月末
中資系銀行	45%	40%	35%	30%
外資系銀行	85%	75%	65%	60%

<対外債務の推移> (出所: 人民銀行 HP から(中国)市場業務部作成)



- ・ 大幅な規制強化の結果、短期外債・中長期外債とも、その伸びは2007年6月の統計上では止まっているように思われる。しかし、その副作用として「チャイナ・プレミアム」という異常なスプレッドが銀行間外貨市場で見られるようになってきている(本稿2007年10月分ご参照)。

<チャイナ・プレミアム水準> (出所: ブローカーデータ等から BTMU (中国) 市場業務部作成)
(USD, LIBOR+ α)

	07年4月	07年5月	07年6月	07年7月	07年8月	07年9月	07年10月	07年11月	07年12月
3M(α)	0.00%	0.01%	0.15%	0.25%	0.45%	0.75%	2.00%	3.00%	4.00%
6M(α)	0.00%	0.05%	0.25%	0.40%	0.60%	1.00%	3.00%	4.00%	5.00%



3. 2008年度の見通し

	2007年末	2008年1Q	2008年2Q	2008年3Q	2008年4Q
6ヶ月貸出 基準金利	6.57%	6.57%～6.75%	6.57%～6.84%	6.57%～7.02%	6.57%～7.02%
6ヶ月定期 基準金利	3.78%	3.78%～3.96%	3.78%～4.05%	3.78%～4.23%	3.78%～4.23%
7Daysレポ	2.55%	2.00%～8.00%前後	2.00%～8.00%前後	2.00%～8.00%前後	2.00%～8.00%前後
3ヶ月 SHIBOR	3.6136%	4.00%～4.50%前後	4.00%～4.80%前後	4.30%～5.00%前後	4.30%～5.00%前後

- ①基準金利は 2008 年度中に最大 0.36～0.54%程度の利上げに留まる。マクロコントロールに限界感のあるなか、また、米国金利との乖離拡大も為替市場への更なる米ドル流入を招くことを考えると、規制金利の大幅な上昇は考えにくい。
- ②市場金利は 7 Days レポ等、極短期の指標は引き続き大規模 IPO が予定される中、激しい動きが続くと思われる。
- ③一方、ターム物の指標（3ヶ月 SHIBOR 等の指標）はダイナミックな動きは無く、現状から変化は少ない。基準金利と同様のなだらかな動きとなる。

- ・ 貸出残高の伸びを抑えるいわゆる「窓口指導」は 2008 年度も継続される見込みである。これは人民元貸出ではそのまま「(水道の) 蛇口をしめる」方向で行われると思われる。
- ・ 一方の外貨貸出の抑制については、その目的が国内の景気過熱の防止も然ることながら、国際収支に占める短期外債の比率を抑えることが主眼であることから、引き続き「元栓を締める」方式が取られることであろう。「チャイナ・プレミアム」については引き続き高水準で推移すると思われる。ただし、年間を通じてこの状態が続くと、中国国内でようやく市場を形成しつつある、シンジケーションローン組成等にも支障を来す恐れが出てくる。
- ・ これらの政策はいずれも金融当局にとって銀行間金融市場での介入は不要であり、政策コストを伴わない引き締め策である。一旦この味を知ってしまうと銀行間市場を通じたマクロコントロールは、むしろ冗長なものと感じられてしまう。
- ・ 従って、来年度の調整は明確な「従緊」（引き締め）が言われているものの、2007 年そのままの「利上げ+預金準備率引上げ+公開市場操作」の 3 点セットの政策が持続されるとは考えにくい。「窓口指導」の動向を引き続き注意深く観察する展開となる。

以上
(2007年12月31日)



会計、税務、経営管理、について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

◆会計 (担当：小鯛ゆかり)

Question:

中国の新企業会計基準で、これまで取り上げられた事項以外に注意すべき変更点はありますか。

Answer :

これまで税効果会計や金融商品等、中国の企業会計基準が新基準に移行するに当たり大きな影響が見込まれるトピックを順次ご説明してきました。今回は、大きなテーマではありませんがご留意頂きたい点を以下のようにご紹介致します。

棚卸資産の後入先出法の禁止

従来の会計基準では、棚卸資産の評価方法として後入先出法の使用が認められていましたが、新基準では禁止となりました。従って、現在後入先出法を棚卸資産の評価方法として採用している現地法人は、先入先出法、総平均法、移動平均法、個別法といった他の方針への変更が必要となります。

後入先出法は、国際財務報告基準でも使用禁止となっています。

所有者持分変動表の作成

従来の会計基準では、財務諸表の構成要素として、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記の作成が求められていました。新基準ではこれらに加え、所有者持分変動表を作成することが必要となります。これは、増資や利益処分といった資本の部を増減させる項目を記載し、資本の部の期首残高から期末残高への変動を表すものです。

政府補助金の取扱

従来の会計基準では、政府から補助金を受けた場合、一般的には、補助金収入として収益計上することとなっています。また補助拠出金は特定未払金に計上し、返済義務が消失した場合は資本剰余金に振替えます。新基準では、資産性補助金については繰延収益として認識し、その後対象資産の耐用年数内に均等的に配分し当期損益に計上します。また費用性補助金は、将来における費用・損失を補填する目的の場合は繰延収益として認識し、関連する費用・損失と対応して当期損益に計上します。一方既に発生した費用・損失を補填する目的の場合は、当期損益に直接計上します。

こちらで取り上げております内容は、日系の現地法人で該当する可能性が高い項目を中心に据えております。各現地法人の業務内容、会計方針によってはその他の影響が発生する事項も想定さ



れますので、各会計事務所のセミナーや説明資料を通じて新基準への理解を深め、現地法人ごとに影響が発生する項目を評価されるようお勧め致します。

◆税務 (担当：夏静)

Question:

新企業所得税法の実施条例は最終的にはどのようなものになったのか、ポイントを教えてください。

Answer :

これまで注目を集めてきた新企業所得税法実施条例（以下「新実施条例」）は、遂に 2007 年 12 月 6 日に公布されました。前号において、実施条例草案における外商投資企業及び外国企業に影響を及ぼす条項について解説しましたが、今回は前回の解説を基に、12 月 6 日に公布された新実施条例に関連する内容について、ポイントをまとめてご説明いたします。

新企業所得税法の関連条項は、公布された実施条例により基本的には明確にされております。そこで、今回は、前回の内容に基づき、主要なポイントを改めてまとめます。

優遇税制

ハイテク企業 – 新実施条例にて、国家重点ハイテク企業の認定基準が明記されました。草案と比べると、「中国国内で登記してから一定の期間を経過後」という条件が削除されています。

技術譲渡所得 – 免税額・減税額の上限が明記されています。技術譲渡所得が 500 万元未満の場合は免税となり、超過部分は企業所得税が半減されます。

特別税額調整

最終的に公布された新実施条例では、草案の段階で含まれていた幾つかの条項が削除されています。例えば、移転価格文書の 30 日以内の提出に係る規定や、費用配賦に必要な 3 つの条件等についてです。しかしながら、実務上、税務機関が具体的な規定を定め、運用基準を規範化する可能性も示唆しています。また、新実施条例では、過少資本化条項の債権性投資が更に厳格に規定されています。企業が関連企業から間接的に受ける債権性投資には以下が含まれます。1) 関連企業が非関連の第三者を通じて提供する債権性投資 2) 関連企業の担保、連帯責任により非関連の第三者が提供する債権性投資 3) その他間接的に関連企業から受ける負債性を持つ実質的な債権性投資。

また、新企業所得税法第四十五条における海外管理会社に対する「管理」の判断基準は、最終的に、以下のように確定されました。1) 居住者企業又は中国居住者が、直接又は間接的に外国企業の議決権のある株式を単独で 10% 以上保有する 2) 居住者企業又は居住者企業と中国居住者が所持する持分割合が 1) に規定された基準に満たないが、株式、資金、経営、売買等の面で当該外国企業に対する実質的支配を構成する。



損金計上

業務交際費の損金算入限度額は実際発生額の 60%と最終確定されましたが、草案と異なる点は、その 60%の上限額に「当年売上（営業）収入の 0.5%を超えない範囲」という条件が加えられたことです。その他項目に対する損金算入規定は草案と類似しています。

配当の源泉所得税

源泉所得税の税率は 10%と最終確定されました。これに伴い、現行の外商投資企業所得税法における配当に対する源泉所得税の免税優遇措置は、2008 年度以降適用されません。これは、外国投資者の税負担となり、中国国内から実際に稼得する税引後の利益の減少となります。

今回公布された新実施条例では、新企業所得税の条項に関して、概ね明確化されておりますが、一部の条項については、今後その他の細則の発行を待たねばなりません。例えば：

ハイテク企業の認定 – 公布された実施条例では、ハイテク企業に対する認定基準が明記されましたが、具体的な認定基準が設定されていません。例えば、「売上高に占める研究開発費用は規定比率を下回ってはならない」という規定中の「規定比率」については、具体的な数値が設定されていません。

企業再編成及び清算 – 第七十五条で簡単に説明されるのみに留まっており、関心が高まっている企業再編の際の全面的或は一部の免税については言及されていません。

税率の経過措置 *1 – 前回ご説明した状況と変わらず、新実施条例では、低減税率（例えば、15%）から新税率の 25%への経過措置についての説明がされていません。しかしながら、関連の税務機関との討議に基づき、私どもは、15%の優遇税率は 2008 年から 2012 年にかけての 5 年間に 18%、20%、22%、24%、25%と段階的に移行される可能性があるかと理解しております。

過少資本税制 – 債権性投資及び權益性投資に対する限度割合は、現在のところ明確にされていません。

前述のとおり、新実施条例は、新企業所得税法の全ての条項についての解釈が加えられているものではありません。中国における外商投資企業及び外国企業に影響を及ぼす重要な条項については、依然として不明瞭な点も残されています。

外商投資企業の皆様には、公布された新企業所得税法及びその実施条例に基づき、2007 年度の財務データにより 2008 年度以降の税務上の影響を試算することをお勧め致します。新旧所得税法の下での税務上の影響を比較するために、2007 年度の確定申告と同時に試算を進められることをお勧め致します。

*1 本原稿には、12 月 26 日発行の国発[2007]39 号の《国务院关于实施企业所得税过渡优惠政策的通知（企業所得税実施における経過期間の優遇政策に関する通知）》と国発[2007]40 号の《国务院关于经济特区和上海浦东新区新设立高新技术企业实行过渡性税收优惠的通知（経済特区と浦東新区設立の高新技術企業に対する経過期間の優遇政策に関する通知）》の特別通達の内容が反映されていません。これら通達などの内容は次号にて詳細分析いたします。



◆経営管理 (担当：須原誠)

Question:

本社の指示に従い、フローチャートや業務手続書、リスクコントロールマトリックス等の内部統制に関する文書を一通り作成しました。今度は本社の方から、準備した文書に基づき内部統制の整備状況評価をするように指示が来ました。具体的にはどのようなことをする必要がありますでしょうか？また、中国ではどのようなことを留意すべきなのでしょうでしょうか？

Answer :

内部統制の整備状況評価の目標は以下の2点を確認することにあります。

- 重要な勘定科目に係る統制上の要点が適切に整備されていること
- 適切な財務報告を行うため等、正常な要件を確保する合理的な保証が提供できること

ここで言う統制上の要点とは、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼすリスクに対して重要な「鍵となる統制」を指します。業界用語として「キーコントロール」と一般的に呼ばれています。経営者は、内部統制評価に必要な文書、例えばフローチャート、リスクコントロールマトリックス(RCM)、業務手続書等の通称3点セットが正確に作成されたことを確認するため、準備したRCMの中からキーコントロールを認識し、業務プロセスの内容を理解し、3点セットを作成した部門の担当者や責任者に実際に質問を行い、フローチャートやRCMに記載された証憑を入手する作業を開始します。実態通りに3点セットが作成されていることを確認するために、できれば同一取引の関係証憑を業務手続の一つ一つのステップを現場の担当者や責任者と共に一緒に一通り辿って行く必要があります。この「一通り辿って行く」手法がウォークスルーと呼ばれるものです。もし、インタビューや証憑の閲覧だけでは実際に行われているコントロールのイメージがつかめない場合には、担当者に実際に実施してもらうなどして、業務処理の実態を把握する必要があります。ウォークスルーを実施し、業務処理の実態に即して3点セットが作成されていることを確認した後、その内容を調書としてまとめ保管します。入手した証憑類は一定の順序によって参照番号等を付して、ファイリングします。ウォークスルーの結果調書は、外部監査人が経営者による内部統制評価の妥当性を検証するときに必要となります。故に、外部の第三者が見て理解できるような状態にすることが極めて重要です。

ウォークスルーを実施した後、現時点で整備されている内部統制により適切に整備され財務報告に係わるリスクが十分に低減されているかどうかを検討する必要があります。この段階が内部統制の整備状況の評価の上で一番重要なものとなります。この検討は先ず経営者側の責任として実施されることとなっていますが、その際に整備された内部統制が十分であるかどうかを、常に外部監査人から参考意見を入手するように心がける必要があります。理由は、経営者が行った整備状況の評価結果に関し、外部監査人と事前に意見調整をしていない場合、経営者側が独自に有効と評価した内部統制も、J-SOX 監査の本番期になって外部監査人側から有効ではないと評価される場合があります。締め切り間際に有効でないと評価された場合、改善作業を施す時間が物理的になく、最終的に内部統制上の不備が重大な欠陥と評価されてしまう可能性があります。内部統制の整備状況自体が不備と判断され且つその不備が重要な欠陥に該当すると判断された場合、運用面でどのような工夫をしても、その不備に対する内部統制が有効であると言う結論を外部監査人から引き出す事はできません。そのような事態を防ぐため、第一回目の経営者による内部統制の整備状況評価が終了した直後に、外部監査人に一度 J-SOX 監査の予行練習的に見て



もらうことをお勧めします。この作業が「ドライラン」と一般的に呼ばれています。外部監査人または外部コンサルタントによりドライランを実施してもらうことにより、経営者側が認識したキーコントロールだけで財務報告上の虚偽記載リスクが十分に低減されないと判断された場合は、現状のキーコントロールを補完するコントロールの選択やコントロール自体の改善を助言してもらうことが可能です。

在中国日系企業が内部統制の整備状況評価を実施する際に経験する問題の傾向としては以下のようものがあげられます。

- 他の中国現地会社ではまだ実施されていないことが多いが故に中国現地マネジメント及びスタッフ自身が内部統制の本来あるべき姿を想像できない為、J-SOXの要件及び内部統制の概念をよく理解できない。
- 業務プロセス自体が属人的であるため、統制すべきリスクそのものの認識が正確になされていない。
- 経費削減を目的として中国に進出したために、そもそも業務作業担当者の数が足りず、一人が複数の業務を実施せざるを得ず、職務分掌を設計することがそもそも難しい。

内部統制の文書化は業務の可視化を目的としています。いわゆる「見える化」です。中国において日本人経営者は常に現場の中国人たちから本当の業務の流れを「見せてもらえる化？」という専門的懐疑心を持って業務の可視化及び内部統制の整備を進めていく必要があります。また、社内の人材だけで業務を見直した場合、社内の「当たり前」が邪魔をして、なかなか業務の内部統制を客観的に評価できないものです。まして、人材自体が少なく複数の業務を兼務せざる得ない状況の中では、一つのコントロールだけでは有効性を発揮できないため、複数のコントロールを補完的に組み合わせ「併せ技で有効」となる内部統制の仕組みを工夫する必要があります。その為が一番有効な対策が、3点セットがある程度水準まで一通りそろった時点で、早急に外部監査人もしくは外部のコンサルタントに第三者的な立場からドライランを実施してもらうことです。中国の様に難しい統制環境下において、多面的な且つ複合的な内部統制を再整備する為にも外部の客観的意見を活用する事は、経営者にとって大きなメリットがあります。中国においては貴社の業務プロセスに内部統制上の不備があつて当たり前です。重要な事は、その不備を素早く発見し、そして発見された不備を素早く改善するというスピード感を大切にすることだと再確認することが必要です。その為にもドライランを有効に活用することをお勧めします。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

プライスウォーターハウスクーパース中国
中国日系業務担当パートナー 齊藤剛
中国上海市湖滨路202号普華永道中心11楼
Tel : 86+21-61238888
Fax : 86+21-61238800



人事：変革期の中国における人材活用－日本人現地採用－

Pasona Group

中国の昨今の急激な法整備・改正に対応した、中国法人の経費見直し、組織・人事体制見直し、消費市場としての中国におけるビジネスの見直しの動きの中で、日本人の現地採用の採用需要は増加しています。

かたや、日本国内の人材不足感、海外業務対応要員増強の要請から、海外留学経験者や海外就労経験者の日本での雇用機会が増加しており、日本人若手人材の現地採用雇用は売り手市場となりつつあります。本号では、若手人材を中心とした、日本人の現地採用雇用の現状を検証します。

1、日本人現地採用の動向

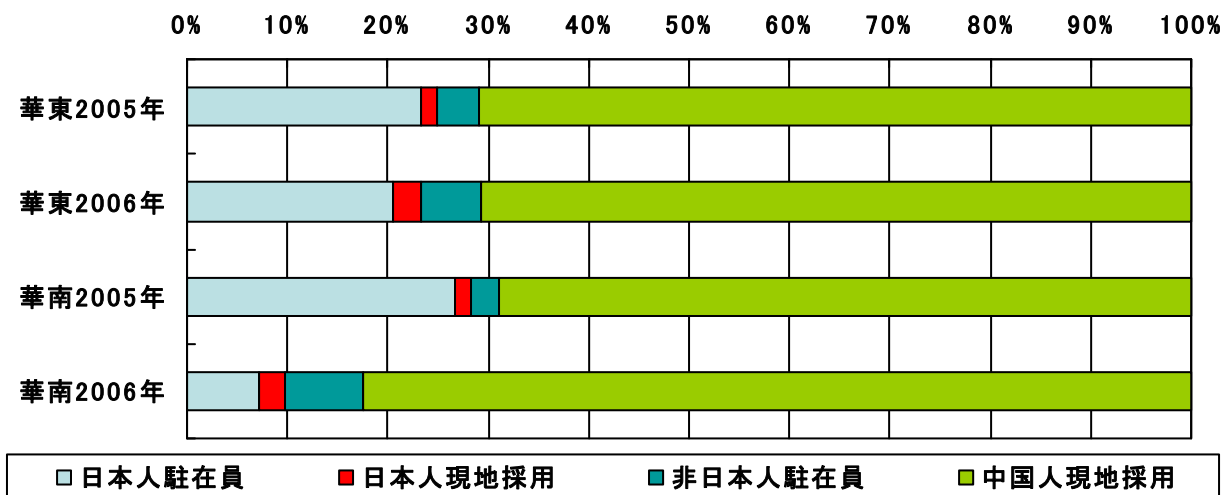
拡大する日中間ビジネス、グローバルビジネスで活躍する為のキャリアパスとして、中国での就労の機会を求める日本人若手人材が増加し、賃金水準を第一の選択肢とはしない傾向もあり、日本人の現地採用者の賃金水準は下降傾向にあります。中国人従業員の給与水準が上昇した結果、社会保険料企業負担額等を加算した雇用コストでは、社会保険を付保できない日本人現地採用者との雇用コスト格差が年々縮小しています。

雇用側は、職務内容に応じた適材を国籍にとらわれずに登用しやすくなったと言えます。

① 採用実態 - 構成員比率 -

図1は中国の日系企業の雇用形態別人員構成の比率です。

図1：日系企業の人員構成



		日本人駐在員	日本人現地採用	非日本人駐在員	現地国籍現地採用
中国・華東	2005	23.34%	1.62%	4.15%	70.89%
	2006	20.54%	2.74%	6.03%	70.69%
中国・華南	2005	26.63%	1.67%	2.73%	68.97%
	2006	7.13%	2.70%	7.66%	82.51%

調査概要 【調査期間】2006年12月～2007年1月 【調査方法】インターネットを利用したWEBアンケート
【有効回答】中国大陸308社（華東：224社、華南：72社、華北：12社）



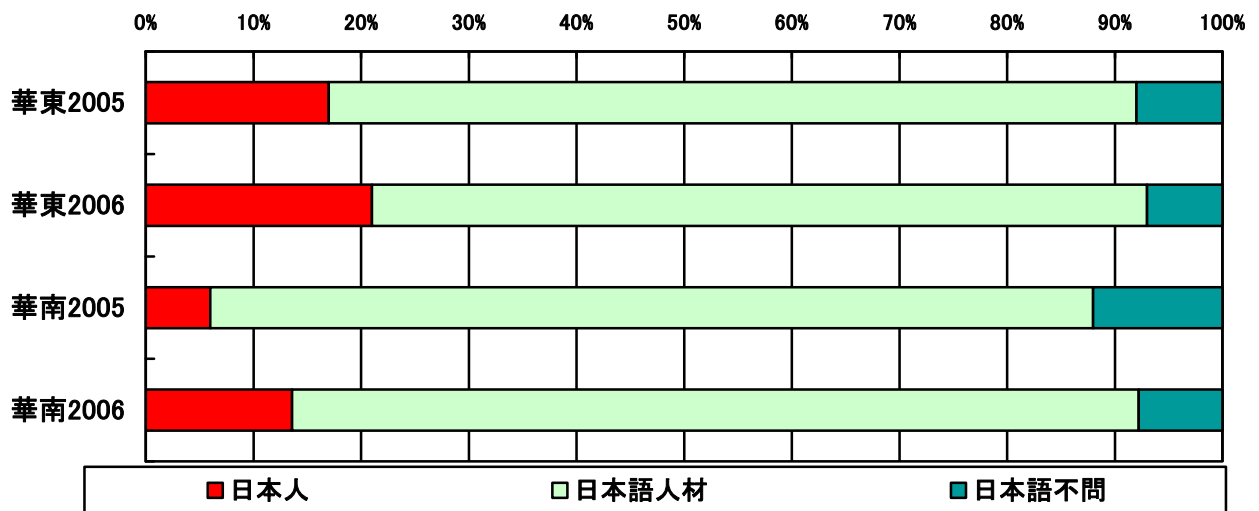
華東地区、華南地区とも日本人現地採用者の比率は 2006 年度は前年度より増加しています。増加が著しいのは、非日本人駐在員の割合であり、国籍に関わらず、職務内容にあった適材を登用する為、柔軟な施策をとる企業が増加している状況が伺えます。

* 華南地区では、2006 年度、駐在員数が激減しています。2005 年度まで新規進出企業、新規事業向けに大量の駐在員が配置されましたが、体制整備と伴に現地化が促進したこと、業務が軌道に乗ると伴に現場スタッフ数が増加したことが要因と考えられます。

② 需要動向

図 2 は、パナソニック上海、広州で日系企業から依頼を受けた求人の分析です。

図 2 : 日系企業の求人分析



日系人材会社へ求人依頼を出すのは、日本語力が必要とされるポジションである傾向もありますが、全体として、グローバル化が進んでいると言われながらも、日系企業の本音は日本人、日本語人材という、日本語でのコミュニケーションが可能な人材を望む傾向に変化がないことが伺えます。

その中で、日本人現地採用へのニーズは華東地区、華南地区とも増加しています。特に、華南地区では、日本語人材が華東地区ほど潤沢ではないことから、広域からの採用が容易な日本人の現地採用のニーズが大きく伸びています。華東地区では、増大する在住日本人マーケット向け営業職等に日本人現地採用のニーズが引き続き旺盛です。

サンプルに偏りがあることから、データとして採用しなかった華北地区では、コールセンター、BPO センター要員として大量の日本人現地採用の需要が存在しています。

③ 賃金動向

図 3 は、パナソニック上海、広州における人材紹介料実績の分析です。

人材紹介料金は、勤務を開始した人材の初年度の年収に応じて課金される為、人材の賃金にリンクしており、賃金動向を測ることができます。

図 3 は、2005 年度の日系企業向け語学力不問の中国籍人材のご紹介成約料金を基準 (1.0) として、人材カテゴリー別に比較したものです。



図3：人材紹介成約料単価比較

勤務先/人材カテゴリー	年度	上海	広州
日系企業勤務/日本人	2005	2.14	5.33
	2006	2.32	4.36
日系企業勤務/日本語人材	2005	0.86	1.48
	2006	0.88	1.50
日系企業勤務/日本語不可	2005	1.00	1.00
	2006	0.93	0.94
非日系企業勤務/日本人	2005	1.66	NA
	2006	3.38	NA
非日系企業勤務/日本語人材	2005	1.82	NA
	2006	1.39	NA

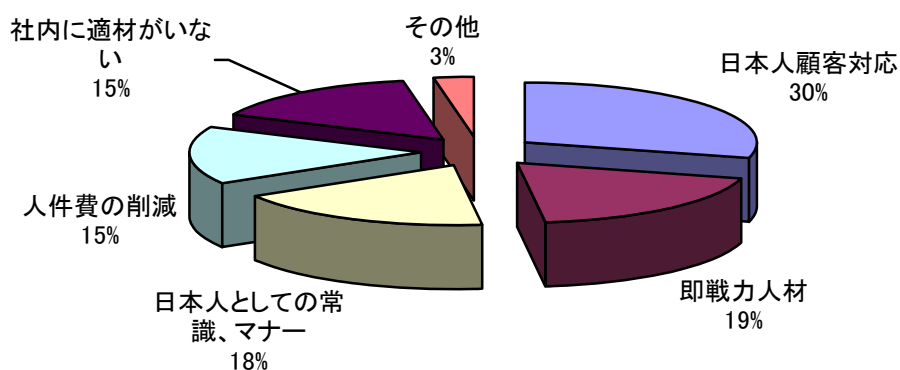
華東地区のご紹介実態からは、日本人若手人材の賃金水準は下降傾向にあります。シニア人材、専門職等を総合した平均値では、日本人現地採用者の賃金水準は上昇しています。特に非日系企業では日系企業対応人材として日本人を厚遇する傾向があり、2006年度は報酬水準が大きく上昇しています。

華南地区では、日本人現地採用者の賃金水準が中国籍人材と比較して際立って高いという傾向が顕れています。華南地区では、日本語人材の需給バランスから日本語力が給与水準差異化要因となっている現状が図からも読み取れますが、中国人管理職人材の確保に苦慮する企業では日本人の登用が多いこと、中小規模の企業が本社からの派遣駐在員を送らず、現地採用で人材を確保するケースが多いことが日本人現地採用者の賃金水準を押し上げている要因となっています。

日本人の報酬水準が平均では中国籍人材の2倍以上という結果ですが、日本人には社会保険が付保されないこと、中国籍人材には40%前後の社会保険料企業負担が発生することを考慮すれば、雇用コスト差はデータより縮小することは考慮する必要があります。

2、日本人現地採用の留意点

図4は中国において日本人を現地採用で採用する動機と、日本人現地採用人材に望むスキルを調査したものです。





在中日人人人口は12万人を超え、B to B ビジネスのみならず、B to C ビジネスにおいても日本人対応担当として日本人の採用需要が高いことが伺えます。また「社内に適材がない」為「即戦力人材」として外部調達的手段としても活用されています。

一般に日本人現地採用はコストパフォーマンスの良い人材・雇用形態と言われますが、定着率に課題が多いのも実態です。日本人現地採用の安定雇用の為の留意点は雇用条件の設定と育成にあると思われれます。

① 雇用条件の設定

中国では外国人に対する法律、制度上の制限・格差が大きい為、日本人現地採用者の安定雇用の為には、雇用条件は慎重に検討されなくてはなりません。

外国人が居住可能な物件が限定されていた時期（～1998年頃まで）があり、高額な住居費用が、日本人の現地採用者の雇用コストを押し上げていました。現在では、外国人の住居制限は撤廃されましたが、地域によっては、日本人の住居に適する環境確保が容易でない場合もあり、住居に関するFRINGE BENEFITは雇用条件設定の際の考慮事項です。

また、外国人は社会保険（法定福利）の付保の対象外である為、中国法人との雇用契約のみでは年金保険、健康保険、労災保険、雇用保険等に当たる公的保険が付保されません。安定雇用の為には、日本の国民年金や、旅行傷害保険を企業負担で付与する等の雇用条件の検討が必要です。また、中国の所得税は日本と比較すると高額となることも考慮事項です。

② 育成

日本国内でも、即戦力として採用される中途採用者の不満点として、教育・研修が十分施されないことがトップに挙げられています。海外法人では十分な育成制度が確立されていない場合が多く、特に日本人現地採用者の育成は、OJTが基本となっており、実務の習得のみならず、会社方針の理解や企業文化への適応の為の機会も不十分であるのが現状です。

海外現地法人での中途採用という日系企業にとっては現状では、少数派・特異な採用形態であるだけに、その育成制度は確立されていないのが実態です。

育成制度の充実は現地採用日本人のリテンション、グローバル人材としての有効活用の為、重視してゆかなくてはならないポイントと考えられます。

人材の働き方が多様化し、人材流動が活性化するなか、日本企業では様々なルートから中途採用者が増加しはじめています。中途採用者の育成という日系企業に未整備な体制への対応が中国の日系企業にとっても課題となっていると言えます。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

中国： パソナ上海

上海市淮海中路222号力宝広場910室 〒200021 TEL: 86-21-5382-8210 FAX: 86-21-5382-8219

E-mail: pasona@pasona.com.cn

パソナ広州

広州市天河北路233号中信広場写字楼1416号室 〒510613 TEL: 86-20-3891-1701 FAX: 86-20-3891-1702

E-mail: jsgz@pasona.com.cn

パソナ北京

北京市東城区東長安街1号東方広場西1号公棟603B室 TEL: 86-10-8518-7172 FAX: 86-10-8518-7173

E-mail: beijing@pasona.com.cn

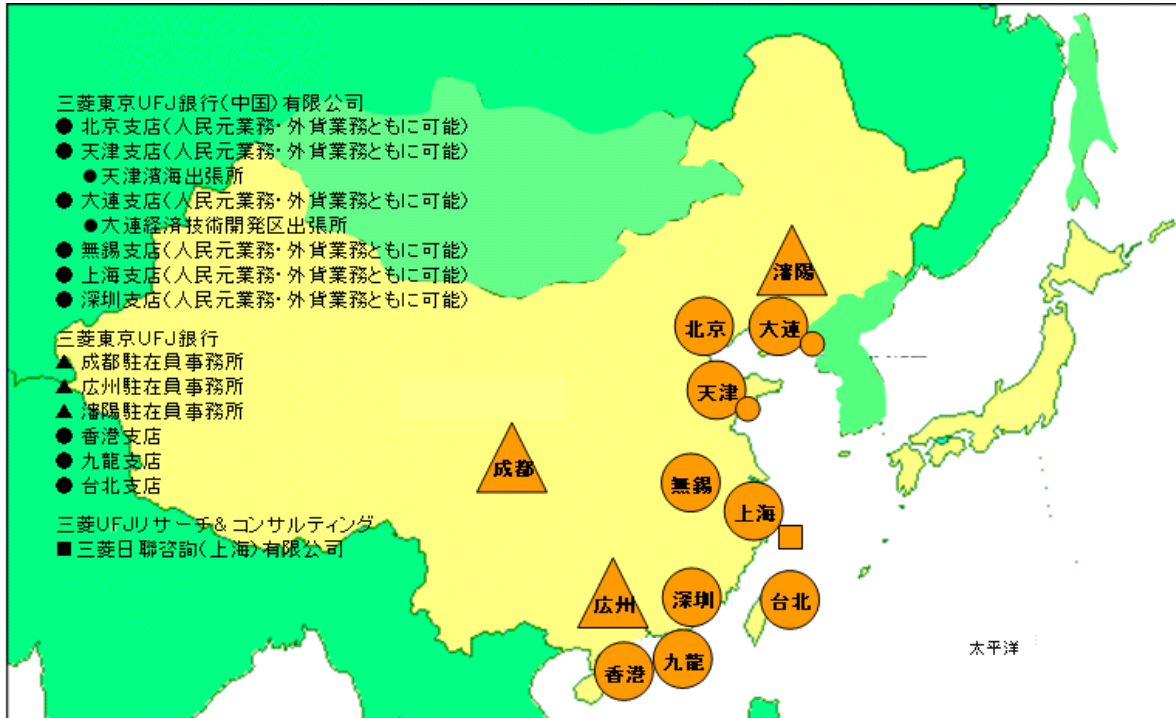
日本： 株式会社 パソナグローバル

東京都千代田区大手町2-1-1 大手町野村ビル TEL: 03-6214-1571 FAX: 03-5200-3077

E-mail: info@pasona-global.com



MUFG中国ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2樓	86-10-6590-8888
天 津 支 店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津国際大廈21樓 天津市天津経済技術開発区第三大街51号 濱海金融街西区2号樓A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大 連 支 店 大連経済技術開発区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11樓 大連市大連経済技術開発区金馬路138号 古耕国際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無 錫 支 店	江蘇省無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10樓	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯豐大廈20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市羅湖区建設路2022号 深圳国際金融大廈16樓	86-755-8222-3060

三菱東京UFJ銀行

成 都 駐 在 員 事 務 所	四川省成都市総府街31号 成都総府皇冠假日酒店 (ホリデイインクワンツラザ)2617号室	86-28-8674-5575
広 州 駐 在 員 事 務 所	広東省広州市天河区北環路233号 中信広場28-02室	86-20-3877-0268
瀋 陽 駐 在 員 事 務 所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街1号 方園大廈7階705号	86-24-2250-5599
香 港 支 店	8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

三菱日聯諮詢(上海)有限公司	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯豐大廈23階	86-21-5888-3590
----------------	--------------------------	-----------------

【本邦におけるご照会先】

国際業務部 中国業務支援室

東京：03-5252-1648 (代表) 大阪：06-6206-8434 (代表) 名古屋：052-211-0944 (代表)

「BTMU中国月報」編集責任：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室 情報開発チーム

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。